

福祉教育委員会

招 集 年 月 日	令和 6 年 9 月 2 6 日					
招 集 の 場 所	湖西市役所 委員会室					
開閉会日時及び宣告	開 会	午前 9 時 5 8 分	委員長	佐原 佳美		
	閉 会	午後 3 時 8 分	委員長	佐原 佳美		
出席並びに欠席議員 出席 6 名 欠席 0 名 ○ ……………出席を示す ▲ ……………欠席を示す	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠		
	相曾 桃子	○	菅沼 淳	○		
	加藤 治司	○	佐原 佳美	○		
	三上 元	○	二橋 益良	○		
説明のため出席した者の職・氏名	病院事業管理者	杉浦 良樹	課長代理兼介護保険係長	竹内 通晃		
	病院事務長	村越 正代	高齢者福祉係長	井口 一博		
	管理課長	外山 弘之	地域包括ケア推進係主査	藤原 千晴		
	課長代理兼庶務経理係長	白井 信行	こども未来部長	鈴木 祥浩		
	管理係長	佐原賢一郎	こども政策課長	長田 裕二		
	医事課長	間宮 一	課長代理	尾崎 威志		
	医事係長	安藤 朋宏	教育次長	鈴木 啓二		
	健診係長	鈴木 希	学校教育課長	黒柳 孝江		
	健康福祉部長	太田 康志	課長代理	大石 誠		
	高齢者福祉課長	阿部 祐城				
職務のため出席した者の職・氏名	局長	内山 浩二	書記	伊藤左和子	書記	高橋 俊貴
会議に付した事件	令和 6 年 9 月 定例会付託議案					
会議の経過	別 紙 の と お り					

傍聴議員：竹内祐子、神谷里枝、山本晃子、寺田 悟

福祉教育委員会会議録

令和6年9月26日（木）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会

〔午前9時58分 開会〕

○佐原委員長 ただいまから議案の審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。

質疑は一問一答式とし、答弁は要点を簡潔に述べていただきたいと思います。

なお、会議録作成のため、マイクのスイッチの入れ忘れのないようお願いいたします。また、職員が資料確認などのため審査の最中に委員会室を出入りすることにつきまして、あらかじめ許可をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか、委員の皆様。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 では、そのようにさせていただきます。

出入りする職員におかれましては、審査の邪魔にならないよう静かに出入りするようお願いいたします。

では、議案の審査に移らせていただきます。

初めに、議案第96号令和5年度 湖西市病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

申し訳ありません、冒頭に病院事業管理者の御挨拶をお願いいたします。

○杉浦病院事業管理者 改めましておはようございます。

今日は、病院のほうの事業会計の審議ということで、委員会のほうよろしくをお願いいたしたいと思います。

今、病院のほうはですね、この7月、8月、9月とですね、新型コロナウイルス感染症が5類になったということがあるんですが、入院患者さんが今現実いらっしゃいますし、職員のほうもまだ感染者が出て休みも取らせているという、そういう状況の中で運営のほうをさせていただいていますが、大きな混乱もなく進んでおります。多少はこの感染症によって入院患者さんの制限があったりとかってというのは若干あったので、運営上は少し戸惑っている部分もございますが、順調に進んでいるということを御報告させていただいて、審議のほうをよろしくをお願いいたしたいというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

○佐原委員長 ありがとうございます。そのような大変な中、ありがとうございます。

では改めまして、令和5年度湖西市病院事業会計決算認定について、議案第96号ですが、議題といたします。

関係資料は、湖西市病院事業会計決算書、決算附属書類、決算概要説明書10ページから13ページまでとなります。

では、これより質疑を行います。

質疑は、歳入全般と歳出全般に分けて行います。

初めに、歳入について質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

○菅沼委員 附属書類の4ページ、医師3名の増員、看護師及び看護補助者等4名の減員による入院・外来などの収益への影響はどうであったのか。また、業務に支障はなかったのかどうかお伺いします。

○佐原委員長 医事課長。

○間宮医事課長 医事課長がお答えします。

医師の増員による収益面への影響ですが、外科医が増えたことにより外科の手術が60件から88件と28件増加しています。それによって外科の入院収益が前年比の75%増収となりました。また、麻酔科医の先生が常勤で赴任されたことにより、手術の際に以前ですと浜松医科大学のほうに麻酔科の医師の派遣依頼をしていたんですが、そちらのほうもしなくてもよくなり、手術の予定が組みやすくなった等の効果がありました。内科医についても1人増員されたので、内科の入院患者の数が増えまして、収益のほうは増収となっております。

看護師等4名の減員の影響についてですが、退職した9名のうち4名については、会計年度任用職員として引き続き勤務しております。また、5名が当年度採用されていますので、令和5年度におきましては、職員数の増減が収入に影響を及ぼしたということはありません。

また、業務においても人数が大幅に減少したということはないため、大きな支障は生じておりません。

○佐原委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

菅沼委員。

○菅沼委員 特に看護師さんと看護補助者、これがまた引き続きということで、ここがかなり影響するかなと思ったんですけども、引き続き採用、再任用ということで支障はないと。分かりました。

続けていいですか。

○佐原委員長 続けてどうぞ。

○菅沼委員 附属書類の6ページ、入院患者が29.3%増加、及びその他県内患者が41.2%増加した要因を教えてください。

○佐原委員長 医事課長、お願いします。

○間宮医事課長 医事課長がお答えします。

入院患者が増加した要因ですが、こちらは常勤医師が増えたことと、あと地域包括ケア病床を病棟化したため、そちらのほうで一般病棟よりも長く入院ができるようになり地域包括ケア病床の延べ入院患者数が増加したことが要因であると考えます。

その他県内患者の増加に関しましては、連携協定を結びました浜松医療センターからの紹介件数が増加し入院患者が増えたということと、コロナウイルスの流行期が年に数回あったんですが、そのときに浜松市の病院のほうで入院受け入れができなかったような時期もありましたので、例年よりも浜松市在住者の方の当院への入院が増加したというようなことも要因の一つと考えております。

以上です。

○佐原委員長 ありがとうございます。

○菅沼委員 よく分かりました。終わります。

○佐原委員長 ありがとうございます。ほかどうでしょうか。

加藤委員。

○加藤副委員長 決算附属書類の7ページですけども、医業収益で入院収益が22%増加した要因をお願いします。

○佐原委員長 医事課長。

○間宮医事課長 医事課長がお答えします。

先ほどのお答えと同じになってしまいますが、常勤医師が増えたことにより入院患者が増加したことと、地域包括ケア病床の病棟化によって、入院延べ患者数が増加した、こういったことが増収の要因と考えます。

以上です。

○佐原委員長 よろしいですか。加藤委員。

○加藤副委員長 手術の増とかそういう傾向は、今年度、引き続き続いていますか。

○佐原委員長 医事課長。

○間宮医事課長 医事課長がお答えします。

浜松医療センターから引き続き入院なんかも同じようにいただいておりますので、同じような傾向が続いています。

以上です。

○佐原委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 ありがとうございます。

引き続きですけども。

○佐原委員長 はい、どうぞ、加藤委員。

○加藤副委員長 同じく医業収益で外来収益が10%減少した要因は何でしょう。

○佐原委員長 医事課長。

○間宮医事課長 医事課長がお答えします。

外来収益が10%減少した要因ですが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行しまして、受診者の数のほうが減ったりとか検査が減少したっていう影響がまず考えられます。

ここ数年なかったインフルエンザの同時の流行もございましたので、今までですが、検査のほうはコロナウイルスの場合、PCR検査というものを主流で行っていたんですが、インフルエンザが同時流行したということで、両方のものを一度に調べられる検査があるもんですから、そちらの抗原定性検査とインフルエンザの同時測定ができる検査のほう主流になったということもあって、こちらのほうはPCR検査よりも点数も低いものになってしまうものから、そういったことから点数が安くなったということで減収の要素があったということで、そちらのほうは要因かと考えております。

以上です。

○佐原委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 はい、了解しました。

○佐原委員長 では、ほかにありますか。

相曾委員。

○相曾委員 決算概要説明書の11ページのところです。医業外収入、収益のところの過年度損益修正費が239.1%増加した要因をお願いします。

○佐原委員長 管理課長。

○外山管理課長 お答えさせていただきます。

新型コロナ感染症の対策の国庫補助金なんですけれども、令和4年度の4期分、金額にいたしますと6,151万3,000円が令和5年の5月2日に交付決定を受けたものですから、令和5年度の収入として計上して増加したものとになります。

以上です。

○佐原委員長 相曾委員。

○相曾委員 また、医業外収益にて決算説明会のときに8,000万円の削減ができましたよっていうふうにおっしゃられてたと思うんですけれども、削減努力の内容について伺えますか。

○佐原委員長

管理課長。

○外山管理課長 お答えさせていただきます。

先ほど医事課長のほうからも説明があったんですけども、令和5年度地域包括ケアの病棟化をいたしました。そちらの開設により入院収益のほうは回復傾向となりました。ということで、今後も引き続きですね、医業収益のほうを確保してですね、営業助成とかの削減のほう、基準外助成のほうの削減のほうに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○佐原委員長 相曾委員。

○相曾委員 終わります。

○佐原委員長 いいですか。

今、歳入についての質問いただいていますけれども、ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 では、歳出のほうの質問を移りたいと思います。

では、質問のある方。

三上委員。

○三上委員 決算概要説明書の12ページ、決算附属書類の6ページとか8ページに出ているんですが、受診者数が5%減ってます。収益も減ってます。ところが、費用が増加しているんですね。収入が減れば費用の減少を必死で行うのが普通だと思いますが、なぜ増えちゃったんですかね、費用だけが。

○佐原委員長 医事課長。

○間宮医事課長 医事課長がお答えさせていただきます。

健診運営費についてですが、会計年度任用職員ですが、看護師のほうが1名増加となっております。それとですね、育児休業でお休みしていた職員が令和4年度の途中で復帰された方がいるんですが、令和5年度についてはその方が1年間フルで勤務されたということで、給与費が増加したことの主が要因と考えています。

以上です。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 ということは収入減ってるけれども、コストダウンをすることができなかったから仕方がないと、こういうことですかね。

○佐原委員長 医事課長。

○間宮医事課長 医事課長がお答えします。

先に言いました会計年度任用職員の看護師についてですが、こちらの方は令和4年までは正規職員で働いていた方になります。その方は師長という立場であったものですから、病院の本体の給与費のほうで計上していたというところがあります。

会計年度任用職員に身分が変わったというところで、令和5年度からは健診運営費のほうで健診の職員として計上されていますので、実質給料費が増えてるんですが本体のほうは減っている、その方については減っているということもあります。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 今の答弁だと、別に費用が増えてるわけじゃないけど、どの科目で落とすのかという費用の落とし方が変わったから増えたように見えただけで、実態は増えてないってということ。

○佐原委員長 医事課長。

○間宮医事課長 医事課長がお答えします。

そのとおりです。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 そういう場合はさ、そういうコメントをしといてくんないかね。収入は減ってんだと。当然、コストダウンする努力をしなきゃなんないのに変じゃないかっていうふうに感じちゃうわけだから、何かコメントしておいてほしいなと思いました。感想ですけど。はい。

○佐原委員長 では、ほかの方いかがでしょうか、歳出。

加藤委員。

○加藤副委員長 決算概要説明書の12ページで、収益支出の減価償却費、これが33%増加している要因は何でしょうか。

○佐原委員長 管理課長。

○外山管理課長 お答えさせていただきます。

令和4年度に電子カルテのリースを開始いたしました。その電子カルテの減価償却が令和5年度から始まりましたので、その要因によって33%増加したということでございます。

以上です。

○佐原委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 これは、そうするとしばらく続くということですか。どのぐらい。

○佐原委員長 管理課長。

○外山管理課長 お答えさせていただきます。

5年間リースとなっております。

以上です。

○佐原委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 了解しました。

○佐原委員長 ほかはいかがでしょうか。

菅沼委員。

○菅沼委員 決算概要説明書の12ページですが、決算附属書類8ページ、収益的支出で、資産減耗品費が91.9%減少した理由を教えてください。

○佐原委員長 管理課長。

○外山管理課長 お答えいたします。

令和5年度においては、医療機器の更新等で特に高額な医療機器の除却というものがありませんでしたので、91%ほどの減少となったものでございます。ちなみに令和4年度においては、先ほど御説明いたしました電子カルテのほうを購入したので、その除却が増えてたと、令和4年度は増えてたんですけども、令和5年度はそちらの高額なものがなかったことで減少したということになります。

以上です。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 予算計上時には想定できなかつたことでいいんですかね。

○佐原委員長 管理課長。

○外山管理課長 お答えさせていただきます。

電子カルテのほうの更改に関して、予算計上時のときにまだ未確定部分もあったものですから、予算計上時のときにはちょっと判断ができかねるといったところではございました。

以上です。

○佐原委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 分かりました。終わります。

○佐原委員長 ほかにありますでしょうか。

相曽委員。

○相曽委員 決算書の8ページになります。未処分利益剰余金の増額の理由をお伺いします。

○佐原委員長 管理課長。

○外山管理課長 お答えさせていただきます。

令和5年度の決算では9,141万6,000円の純利益を計上することができました。先ほどから出てきます入院収益の増加ですとか、いろいろな要因により9,100万円ほどの利益を出すことができたということになりますので、そちらのほうを計上したことによる増加ということになります。

以上です。

○佐原委員長 相曽委員。

○相曽委員 今後の運用方法というか、何かこれはどうするみたいなどころはどういうふうにお考えですか。

○佐原委員長 管理課長。

○外山管理課長 お答えさせていただきます。

現在ですね、建て替えに向けての検討会とかを進めているところです。そちらの建設積立、建設改良費ですとか未処分の剰余金に関しては、そちらのほうに使うですとか、まだ借入れ、借金をしているところもありますので、そちらの繰上返済ですとか、まだ何に使うってことは明確にはお答えすることはできないんですけども、そういった建設ですとか繰上返済とかに今までの剰余金とかを使っていければなど考えております。

以上です。

○佐原委員長 相曽委員、よろしいですね。

ほかにいかがでしょう。

菅沼委員。

○菅沼委員 決算附属書類の28ページ、企業債1億1,420万円のうち4,800万円の施設改良事業の内容を教えてください。

○佐原委員長 管理課長。

○外山管理課長 お答えいたします。

令和4年に実施しました外壁タイルの調査というものでですね、タイルの浮きですとか破損とかをいろいろ指摘されました。その指摘箇所を修繕したものと、雨漏りが西4階の病棟で発生しましたので、屋根の防水工事も実施したものであるものでございます。

以上です。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 分かりました。終わります。

○佐原委員長 ほかにいかがでしょうか。

二橋委員。

○二橋委員 決算附属書類の1ページには報告書があるわけですが、この報告書の中にコミュニティホスピタルの説明が若干あります。この総合診療を軸にですね、全ての医療からリハビリ・介護、あるいはケアのワンストップを提供する病院としての実現に向けて取組はどのような体制で行ったか、その成果はどうであったかという質問でございます。

○佐原委員長 管理課長。

○外山管理課長 お答えいたします。

まずですね、総合診療医というものを新たな軸として追加するために、当院の常勤の循環器内科の医師3名と外科の医師2名が総合診療の専門研修に係る特任指導医の資格を取得いたしました。また、藤田医科大学の総合診療専門医研修プログラムというものがございまして、そちらの連携施設という登録をさせていただいたところがございます。並びにですね、豊田地域医療センター、また浜松医科大学附属病院の連携施設の登録等を行っております。

加えて、急性期から回復期への一部機能の転換ということで、今まで11床あった地域包括ケア病床のほうを47床の病棟化にしまして回復期の病床を拡充・拡大いたしました。そのことによってですね、急性期の診断・治療が落ち着いた患者さんを、回復期を積極的に見ていくことということを明確化したということになります。

もう一点ですけども、地域・利用者支援センターというものを、部門を一体化して地域・利用者支援センターというものを設置いたしました。

今まで診療所・病院とかの紹介とかですね、そういうものをなかなか一元化するところがなかったんですけども、開業医さんとか浜松市とかの各病院とかに、紹介元から転院先とか介護施設も含めてですけども、いろんな施設、あとは御自宅のほうで治療する在宅医療とかですね、退院の調整とかを、一連の調整を地域・利用者支援センターと

いうところで行うことで、病床の稼働率向上に向けて設置したということになります。

特に令和5年度において、何かコミュニティホスピタルの何か成果ということなんですけれども、なかなか一朝一夕にいかないものでございまして、桃栗三年柿八年といいますが、すぐに成果が出るものではないということではありますので、ちょっと数年かけて、先ほどの冒頭で御説明いたしました各病院との連携とか、急性期から回復期への転換ですとか、まだまだこれから根づいていかなければならない地域・利用者支援センターですとか、そういうところをいろいろと拡充していきたいと考えております。

以上です。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 細かい丁寧な御答弁ありがとうございます

いずれにせよ、何ですか、ワンストップでいろいろ利用できるっていうところが一つの利点かなと思いますけども、もう一つ本来総合病院の一番の窓口っていうのは、この総合診療医が、要するに各その診療科に何ちゅうか、患者さんを送り出す一つの基になるんだけど、今説明したのは、どちらかという急性期終わってからのこの話が多かったんですけども、急性期の場合のことがちょっと説明なかったもんですから、そこら辺はどうなっていますかね。

○佐原委員長 管理課長。

○外山管理課長 お答えさせていただきます。

急性期の説明でよろしいですね、いま一度。急性期のほうに関しては、ちょっとお答えになるか分からないですけども、総合診療医というものをこれから確保して行ってですね、そちらの医師のほうをキーパーソンといたしまして、いろいろと流して、急性期のほうに流していくといった形を取っていききたいと考えております。

以上です。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 これ令和5年度にはそういう試行はしてなかったのですか。

○佐原委員長 管理課長。

○外山管理課長 お答えいたします。

令和5年度ではなかなかそこまで行くことができずに、まずは藤田医科大学とのプログラムの連携とか、そういうところにとどまっておりました。来年度以降に向けてですね、総合診療医の確保といたったところでしていきたいと、湖西市が医師少数スポットに指定されておりますので、比較的、県の医学就学資金とかを借りてお医者さんになられた方っていうんですかね、そういう方が湖西市のほう、湖西病院のほうに来やすい状況でもありますので、そういう方たちを招聘していく予定でございます。

以上です。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 今日は決算なもんですから、令和5年度に関してなんですけども、ちょっと聞きたかったのはね、要するにこれを施行した中で、結果として、例えば令和6年度に向けてどういう体制を取るかっていうところが、ちょっと一番関心があるんじゃないかなと思うんですけども、要はこれって今言う医師が取りあえず5名なんだけども、この体制ってどういう維持をするために、5名という数字を出しているのかね。

ちょっと分かりにくい質問であれただけども、何を言いたかったかっていうのは、要するにこの5名の医師が、常駐している医師っていうのは、当然各科目の診療をやってるんだけど、総合診療に行くところとそこ抜けちゃうじゃんね。その体制っていうのはちゃんとできてるのかどうかっていうのを聞きたかったんですよ。

○佐原委員長 管理課長。

○外山管理課長 お答えさせていただきます。

あくまでも5名のうち3名が循環器内科の医師で2名が外科医、外科のお医者さんということなんですけれども、研修

に行ってる間抜けて、その間例えば外来がなくなるんじゃないかという御心配だと思うんですが、うまくって言い方も失礼なんですけれども、調整を取りながらそこら辺はやっていきたいと考えております。

以上です。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 そういういろんな反省点がこの令和6年度につながってるんじゃないかなと思うんですよ。ですからその事業っていうのは展開して、こんなふうにやりましたっていうのと、もう一つ求めたいのは、結果論どうなりましたか。その結果に対してやっぱり課題とかいろいろ問題点がある、それを改善したのが次の年度に移っていくっていうことが大事なことだと思うんですから、あえてちょっと細かいとこ聞きましたけども、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○佐原委員長 ほかはよろしいでしょうか。

相曾委員。

○相曾委員 すみません、ちょっと1点、先ほど菅沼委員が質問いたしました施設改良事業のところ、西4階病棟の雨漏りの屋根防水をしたということですが、もうこれで雨漏りはしなくなったということによろしいですか。

○佐原委員長 管理課長。

○外山管理課長 お答えいたします。

雨漏りはしなくなったという形です。御安心を。

以上です。

○佐原委員長 相曾委員。

○相曾委員 安心いたしました。終わります。

○佐原委員長 ほかはよろしいでしょうか。

すみません、ちょっと私関連で委員長を副委員長に交代させていただきたいです。いいですか。

○加藤副委員長 佐原委員。

○佐原委員長 今、二橋委員の御答弁の中に、地域・利用者支援センターを設置したって、これが令和5年度ですね。この人材というか、センター長とかスタッフっていうのは、どういう体制なんですか。

○加藤副委員長 医事課長。

○間宮医事課長 医事課長がお答えします。

看護師が3名と、社会福祉士が1名、それと派遣の職員で病診連携の業務をやっている者が2名ということで合計6名の体制を取っております。

以上です。

○加藤副委員長 佐原委員。

○佐原委員長 看護師が3名の社会福祉士が1名の、それと、何ておっしゃったっけ。

○加藤副委員長 医事課長。

○間宮医事課長 あと事務員がもう2名いるという形です。

○加藤副委員長 佐原委員。

○佐原委員長 以前から介護保険制度をスタートしてからも少なからずあった、相談する場所はあったっていうのは認識しておりますけれども、社会福祉士の活躍があんまり見えてなかったんですから、大いにやっぱり専門性を生かすね、そういうセンターにしてもらいたいというのが、一つです。やっぱり、人材の有効活用という意味でね、決算として言わせていただきます。

それとちょっと二橋委員の言われた決算附属書類の1ページのところにあります浜松医療センターとの連携協定を

結んで、それに基づいて助産師の派遣を受けて、令和5年の6月から助産師外来の開設をしたっていうことを記載されておりまして、私たちが承知しておりますが、婦人科外来が3.2%患者増ってというのはそれと関係していることなんでしょうか。助産師外来開設の効果はいかがだったでしょう。

○加藤副委員長 医事課長。

○間宮医事課長 医事課長がお答えさせていただきます。

助産師外来のほうですが、受診される方、主に妊婦健診を受けている方が受診をしております。助産師外来を行っている日以外でも妊婦健診というのは行っているものですから、単純な比較にはならないんですが、令和4年と令和5年を比べますと、健診のほうがトータルで8件増加しております。特に令和5年の下半期からは患者数のほうも増えていますので、少しずつですが助産師外来の認知度が上がってそういった効果があったのではないかと捉えております。

以上です。

○加藤副委員長 佐原委員。

○佐原委員長 さらにPRしてね、本当に連携協定を有効に活用してもらえたらと思います。増収につながるようにと思います。

じゃあ、以上で。

○加藤副委員長 よろしいですか。

それでは委員長と交代します。

○佐原委員長 ありがとうございます。

ほかには、では質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 では、質問を終結し、これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第96号 令和5年度湖西市病院事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐原委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時42分 再開

○佐原委員長 では、休憩を解いて会議を再開いたします。

ただいまから議案審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。質疑は一問一答いたします。答弁は、要点を簡潔に述べていただきたいと思います。

それでは、介護保険の決算審査に移りますが、健康福祉部長がお見えですので、御挨拶をお願いいたします。

○太田健康福祉部長 改めましてこんにちは。本日は令和5年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてということで、委員会で御審議いただきたいと思います。なかなか介護のほうもいろんな制度の改正など大変な状況ですが、令和5年度決算をしっかりと適正に執行されているかどうかということをお審議いただければと思いま

すし、また忌憚のない御意見をいただければというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○佐原委員長 ありがとうございます。

では改めまして、議案第92号 令和5年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算書は20ページから23ページ、及び331ページから349ページ、主要施策成果の説明書は203ページから215ページまでとなります。

これより質疑を行います。

質疑は、歳入全般と歳出全般にそれぞれ分けて行います。

初めに、歳入について質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

三上委員。

○三上委員 決算書332ページ、主要施策成果説明書205ページ、介護保険料は何となく少しずつ増えてるのかなという傾向だと思ったんだけど、今回減ってますよね、極めて僅かだから誤差のうちかもしれないけど、減っていいんですかね。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

介護保険料収入が減った主な要因なんですけれども、これはですね、第1号被保険者、介護保険でいうところの第1号被保険者、これは65歳以上の方々に御負担いただいている方、被保険者になりますが、この65歳以上の方の人数が、前年度対比でこちらは確かに委員おっしゃられるみたいに72人増加しておりますので、本来でしたら増えるのかなというところとは思いますが、実はここからなんですけれども、その所得水準というのが、介護保険料というのが所得の低い順から1段階から10段階まで、高所得者に向かって段階が10段階に分かれてるんですけど、そちらの段階の高いですね、所得水準の高い方の割合が減ったというのが微減につながってしまったというふうに私ども分析しております。

具体的にはですね、最上位段階である、これすみませんが主要施策成果の207ページの2番目、介護保険料納入通知と督促状等のこのところに表があるかと思います。（1）所得段階別第1号被保険者数というところを御覧になっていただければと思うんですが、こちらに私が今申し上げた1段階から10段階までのそれぞれ割合と人数というのが記載されているかと。こちらを見ていただくと、第10段階が令和5年度については450人という数字がそこ入ってるかと思います。これが1年度前の令和4年度には512人かと思しますので、62人ほど減ってしまっているというところで、保険料収入がその分減ってしまったというふうに私ども分析しております。一応それが今回の要因というふうに分析しております。

以上でございます。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 来年度以降はね、でもやっぱり微増ぐらいのイメージはあるんですかね。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 実はですね、今回の決算令和5年度なんですけれども、本年度、令和6年度から、この今は10段階で区分している所得段階を13段階へ増やしました。というところで、上のほうを増やしてますので、その分収入が増えるのではないかとというふうに。というのもですね、単純に段階を増やしたというわけじゃなくて、逆に所得の低い第1から第3の方には軽減するという制度があるんですね。その軽減制度がさらにまた今年拡大されたので、その部分を所得の高い方に所得の再分配機能といいますか、そういったところで補填させていただいて、トータル収入としては歳入を確保していくと、そういう目的で本年度から多段階化をさせていただいておりますので、今年度は試算

の上で1,700万円ぐらいですかね、たしかそれぐらい増えるんじゃないかというふうに現在のところ予想しております。

以上でございます。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 もう一つ続いていいですか。ここのやっぱり205ページで見ると、普通徴収が1割以上増えてるんですよね。普通徴収が1割以上増えているという意味は、いわゆる天引きが少なくなってるっていう意味はどういうふうに理解すればいいんですか。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

こちらの普通徴収保険料が増えている要因につきましては、保険料の納付方法が、まさに今委員がおっしゃっていただいたとおり、特別徴収といまして年金から天引きする方法と、被保険者御自身が納付書なり口座振替で御自分で納めていただく普通徴収という2種類がございます。今、委員がおっしゃっていただいた普通徴収がなぜ増えたかということにつきましては、介護保険の保険料の徴収制度自体がですね、65歳になられた、第1号被保険者になられた年から納めていただくことになる、もっと厳密に言うとなり月から納めていただくことになるんですが、その65歳到達年はですね、すぐには年金天引きというのが実はできないような仕組みになって、要は年金を支払われてる年金機構とかそういったところとの調整が必要になるものですから、65歳になられた初年度にはですね、初年度の納め方は、もう皆さん普通徴収で納めていただくというのが原則になります。原則といいますが、例外はないと思います。それがですね、令和5年度は普通徴収の対象者が多かったというところで、普通徴収の保険料が増えているというふうに私どもでは分析しております。

以上でございます。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 今の話聞きますと、65歳になったスタートの年ね、最初の年は普通徴収だから1割も増えちゃうってことは異常だってこと。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 今委員のおっしゃっていただいたことは、そうです、ちょっと今の話を引きずる形になっちゃいますけども、私が申し上げたかったのは、要は65歳到達者が、最初のすみませんが先ほどの第1問目といいますが最初にお答えさせていただいたときに、令和4年度と令和5年度と比較して第1号被保険者が72人増加はしているんですね。ということは、単純に言って、普通徴収保険料で徴収する人数が72人増えた。ですので、普通徴収保険料は増えているというふうに分析しているんですけど。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 来年はどうなの。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 来年はその方々が2年目になりますと、今度は年金天引きに、年額18万円以上の年金もらってらっしゃる方は例外なく年金天引きになるんですけども。

そこは人口動態の推計になってしまいますので、コーホート計算で、ちょっと正直見込みづらい部分あります。ひょっとしたら今年よりも減るかもしれませんしっていうところで、お答えになってなくて申し訳ないんですが、単純に今の人口動態でどうかっていうところかなとは思っております。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 基本的に大した問題じゃないと、注意するほどの、1割差があるけど大した問題じゃないということですね。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 すみません、もう納付方法の比率で言いますと、特別徴収と普通徴収の割合は8割5分、85%ぐらいは恐らく年金天引き、9割近かったですかね。もうちょっといっているのかな。ということは、大部分は、年金天引き者、いわゆる特別徴収で納めていただく方でございますので、正直言いまして普通徴収のほうの歳入のほうはあまり大きく、全体収入としては影響しないというふうに考えております。

以上でございます。

○佐原委員長 ありがとうございます。

三上委員。

○三上委員 決算書333ページに不納欠損が出ていますが、この不納欠損、全体の収入から見ると、0.3%ですか、0.3%ぐらいなんですけど、これに関しては、内訳としてですね、どういう理由が多いんですか。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

まず、この総額については、こちらの決算書を見ていただければお分かりになっていただけるとおり320万550円でございます。こちらの320万550円の内訳でございますが、事由別に金額が多い順から申し上げさせていただきたいと思っております。

まず一番目に多いのは、いわゆる生活困窮、支払いたくても資力がない等の理由の生活困窮者が237万8,400円、大変失礼しました、まずは人数等多分知りたいんじゃないかと思っておりますので、この320万550円は全員で82人の総計の額になります。

続きまして、占める割合が多い順に人数と金額を申し上げます。

まず1番目に多いのが、今申し上げました生活困窮者で56人、237万8,400円でございます。2番目に多い理由といたしましては、転出や出国が17人、金額が66万9,400円でございます。3番目に多い理由といたしましては、死亡や相続放棄でございます、こちらが7人で、金額が10万1,750円となっております。最後になります、4番目は行方不明や職権消除、こちらが2名で金額が5万1,000円、これを合計していただきますと、決算書に載っている320万550円になるかと思っております。

補足ですが対象者82名の内訳ですけれども、日本人が48名、外国人が34名ということで、この外国人の方の割合が年々今増えていっておりますので、こちらの対策をちょっとこれから強化していかなければいけないのかなというふうに当課としては捉えております。

以上でございます。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 今、困窮者が多いというのは推定どおりなんだけど、外国人のウエートがですね、人口比率から見ると、かなり多いわけですね。それで今コメントで、これからちょっと考えなきゃいけないというふうになったってことですね。これ、ドイツでもあちこちの国でね、ほかから帰ってきた人たちが、貧困層を形成すると、国の治安が悪くなるという問題があるんで、ちょっとそういう意味で私も気になりますね。分かりました。どうしようもないんだけど、分かりました。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 ちょっとよろしいでしょうか。先ほど1問目の中でですね、特別徴収と普通徴収の割合、申し訳ございません、ちゃんとしっかり私今日ちょっと電卓を忘れてしまったので、今代理が計算してくれまして、特別徴収者が94%、普通徴収者が6%ということで、もう本当に大多数が特別徴収保険料で納めていただいているというふうになっておりました。大変失礼いたします。この場をお借りして訂正させていただきます。

○佐原委員長 ちょっと関連で委員長交代してもらっていいですか。

○加藤副委員長 じゃあ委員長交代します。

佐原委員。

○佐原委員長 今、同じ三上委員のところでも普通徴収は、年間18万円以下の方というとなると月にすると1万5,000円の年金で暮らしている方、移行の人も、今回は72人いるから増えてるけれども、全体としては6%だって言うから、私は普通徴収が増えたっていうことは、年額18万円以下という大変生活困窮の方も増えたのかなって思ったけど、そこよりも移行をすることでの増ってという考えで、先ほど普通徴収はさして問題ありませんと、6%だして今の数字を聞けばだけど、いかがですかその生活困窮の。

○加藤副委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

まさに今さらに佐原委員がおっしゃったこと、そのとおりなんですけれども、単純な、私のちょっと説明不足で申し訳なかったんですが、人数が増えるっていうのがまず一つ。それはもちろん増える要素にはなるんですけども、問題はもう一つ、先ほどの話にちょっとつながるんですが、その所得段階、その72人増えた方の所得段階が本当にまさに今委員がおっしゃったみたいに、年額18万円といえども最低当然ランクの1段階の方になります。そこから幅が10段階に分かれて、もしこの72人の間の増えた方の所得段階がどうだったかっていうところで、この増え幅というか、そこは当然の話になるんですけども、単純に人数が増えてこれが保険料が一律であれば、当然それに比例して、その金額がどんびしゃで出てくるんですけども、先ほど申し上げたとおり保険料というのは所得の多少によって10段階に分かれておりますので、その72人の内訳として、所得の段階が比較的多ければ今年の増え幅になるのかなという形かなというふうに、ちょっとあんまりお答えになってなくて申し訳ない、要はその内訳まで見てみないと単純にその普通徴収保険料額の多少っていうのは、ちょっと分析してみないと分からないっていう、すみません、最終的には分からないという答えにはなってしまうんですけども、あの人数だけではないということだけはちょっと御理解いただけたらということ。

○加藤副委員長 佐原委員。

○佐原委員長 はい、分かりました。ありがとうございます。いいです。

○加藤副委員長 委員長交代します。

○佐原委員長 ほかに歳入、質問のある方。

菅沼委員。

○菅沼委員 同じく歳入で説明書の206ページ、一般会計繰入金が増額している要因は何であるのかお伺いします。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

まずはですね、今委員御質問いただいた主要施策成果説明書206ページの中段辺りに、この一般会計繰入金の内容という欄があるかと思えます。こちらを御覧になっていただきますと、①から④までですね、介護給付費負担金、事務費繰入金、地域支援事業繰入金、低所得者保険料軽減負担金とこの4つにまず繰入金というのは大きく分かれていることを御理解いただきたいというふうに思えます。その上で各個別の内容について、ただいまから御説明申し上げます。

まず①番の介護給付費負担金が増えた要因といたしましては、これ大変にすみませんが、介護認定者数が前年度に比べて大幅に増えておりますので、その増によるものというふうに認識しております。認定者数73人ですかね、増えているかと思えますので、そちらの増による増額ということになっております。

それから2番目の事務費の繰入金、これはですね、昨年度と比べて、介護保険業務の中でシステムを使っているんですね、介護保険システムっていうのを使ってるんですが、その改修に要した費用が、システム改修費が増加したことにより300万円ぐらいたしか増えているということになっております。そうですね、300万9,000円ということで、

はい、300万円ほど増えております。

それから3番目に今度は地域支援事業繰入金、こちらにつきましては、年々総合事業をですかね、いわゆる私どもで呼んでいる総合事業の利用者の増を見込んで繰入金を計上させていただいた結果、増ということになります。委員の皆さん御存じかもしれませんが、繰入金っていうのはあくまでも予算ベースで繰入れをしますのです、精算は翌年度という形になりますので、予算の段階で見込んだときには総合事業利用者が増えるであろうと。実際、過去数年ずっと右肩上がりに総合事業利用者が増えておりましたので、そちらの計画に従って増を見込み増額というふうになっております。

最後になりますが、低所得者保険料の軽減負担金でございますけれども、こちらもどういふものかと言いますと、先ほど申し上げた所得段階は低い第1・第2・第3までの方の保険料を軽減するという制度があるんですが、そこを補填するために市からも繰出しをしております。その繰出金12.5%分の負担金が、これはですね、人数が第1段階から第3段階までの計になります、令和4年度と令和5年度と比べまして295人増えております。これを補填するために繰入金の増ということになっております。

以上でございます。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 主には介護認定者数が増加したっていうことが主な要因であるということではないんですかね。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 そのとおりでございます。

○菅沼委員 それが予算時に想定できなかった人数ということですよ。

それといいですかね。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 この最初の介護給付費負担金、今説明いただいた4億9,342万3,000円、これはどういう根拠でこういう金額になるんですか。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 まずちょっとすみません、今は御質問いただいているのはこの繰入金っていうところにクローズアップっていうか、焦点当てていただいて御質問いただいているわけなんです、もっとちょっと大きな話をさせていただきますと、まずその介護保険のこの特別会計全体がですね、私どもが3年に一度策定をしております高齢者プラン、あちらのほうに3年をワンスパンとして、いわゆる3年間での伸び率であるとか、被保険者の伸び率、認定者の伸び率であるとか、そういったところを全て見込んで3年ワンスパンで立ててるその高齢者プラン、こさい高齢者プランの中でもう既に予算を計画予算として計上しております。

そちらの中で、スキームを申し上げますと、介護保険の収入にクローズアップさせていただきますと、皆様からいただく保険料が半分、50%、それからあとの半分が公費負担ということで、国が25%、県が12.5%、市が12.5%、合わせて100%ということになりますので、この令和5年度の4億9,342万3,000円という数字は、この令和5年度の予算における市の繰出し分12.5%、全体の介護給付費に係る12.5%分が4億9,342万3,000円というところで、繰入計画を立てさせていただいた結果でございます。

以上でございます。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 分かったような分からんような、また後で詳しく教えてください。終わります。

○佐原委員長 歳入の質問はいかがでしょう。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 では、歳入の質疑を終わりました、歳出の質疑に入ります。

では、質疑のある方、お願いします。

相曾委員。

○相曾委員 先ほど菅沼委員がおっしゃっていたところと関連いたしますけれども、歳出のところです。介護認定申請件数や認定者数の動向についてはどうお考えかお願いします。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

申請件数は令和4年度と比較して167件の増加となっております。このうち新規申請者は、前年度対比102人の増となっており、また新規申請者の増加に伴い、認定者総数は73人、先ほど申し上げましたが73人増加し2,336人となっています。これは主要成果の説明書にもこの数字載せさせていただいておりますので、御確認いただければと思います。

これら申請件数と認定者総数の増加は、次の2つの要因によるものと考えております。

1点目は医療と介護の連携が進み、高齢の入院患者が退院後に安心して在宅生活を営めるよう病院から入院患者に対する要介護認定申請の勧めが増えたことが1点目の増の要因と捉えております。

2つ目は、コロナ禍で訪問介護・通所介護等の介護サービスの利用開始を自粛していた被保険者が、令和5年度のコロナ禍に係る諸規制の緩和、これは要は2類から5類になったというところで、例えば対面での面接が可能になったであるとかといった様々な規制が緩和されたことにより、介護サービスの利用開始を検討し始めたこと。これら2点の理由から、申請件数も認定者総数も増えたのではないかというふうに当課では分析しております。

以上でございます。

○佐原委員長 相曾委員。

○相曾委員 高齢者数は年々増えていっていると思うんですけど、母数が増えてるから単純に認定者数も増えていくんじゃないかって私は思うんですけど、そこについてはどうお考えですか。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 まず本当に委員おっしゃるとおりの部分は、もうそのとおりにかと思っております。委員も御存じかもしれませんが、第1次高齢者ピークは既にもう来年2025年、団塊の世代の方々が全員75歳以上の後期高齢者になられる第1次ピーク、それから15年後の今度は団塊ジュニア世代の方が全員65歳以上の前期高齢者になられる第2次高齢者ピークに向けて高齢者人口が増え続けることはもう必然でございますので、まずそこで増加するというのもうそのとおりにかというのは、コーホート計算で既に出てるものですからそのとおりにかと思うんですが、じゃあそこが単純にあとは伸びがどうかというところだと思うんですね。ぐんと伸びていくのか、それともなだらかに行くのかというところは、逆に私ども、同じこの高齢者福祉課で担当させていただいてる予防事業、そちらも大変大きな要素になってくるのかなというふうに考えております。先般、お達者年齢が発表されて、当市は女性、本当に大変光栄なことと思うんですけど女性1位、男性が2位ということで、元気な高齢者の方がたくさんいらっしゃるというのは当然のことながら、認定介護に移行する方も、その分他市町に比べれば少ないというのがお分かりいただけるかと思えます。

といったところで、どれだけこれから予防のほうに力を入れてですね、元気な高齢者の方、なるべく要支援や要介護にならないような被保険者を増やしていけるかというところに、今後の認定率はかかっているのではないかというふうに分析しております。

以上でございます。

○佐原委員長 いいですかね。

ほかにありますでしょうか、質問。

加藤委員。

○加藤副委員長 主要施策成果説明書の209ページですけれども、介護サービス等給付費が前年より1億5,165万6,000円増加している要因は何でしょうか。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

介護サービス等給付費につきましては、介護認定者数の増加の事由により、訪問型・通所型・入所型サービス等、いずれも増額となっております。令和4年度と比較いたしまして、前年度対比です。とりわけ大きな伸びを示しているのが、こちらの209ページの表です。1介護サービス等給付費の表というのがあるかと思いますが、この表の上から2段目、地域密着型サービスという欄を御覧いただくとですね、こちらの伸びが令和4年度と比べて6,100万円ほど増えております。この大きな伸びにつながったことといたしましては、令和5年の4月から新所のあちらのほうに、梅の木坂の途中にですね、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームが新たに開設しました。こちらの定員がたしか18名だったですね。ですので、私ども長年担当していると感覚的に入所施設が1つできると大体入所者1人につき300万円から400万円年間で増えるというふうなあれがありまして、これを単純に6,100万円で割り戻すと330万円ぐらいですかね、1人につき。そのぐらいで、あそこにやはり入所者施設が1つできたのが大きな伸びの要因ではないかというふうに分析しております。

今後でもですね、先ほど相曾委員のあれで御答弁させていただいたとおり、第1次高齢者ピーク、第2次高齢者ピークに向けて、給付費は伸び続けるのではないかというふうにも私ども分析をしております。

以上でございます。

○佐原委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 認知症の方が今後も増加するとまた余計伸びるということですね。了解しました。

○佐原委員長 ほかにいかがですか。相曾委員。

○相曾委員 説明書213ページのところにあります包括的支援事業費のところ。在宅医療・介護連携推進事業で、浜名医師会さんやパドラックさんへの業務委託内容と、在宅医療・介護連携推進協議会での課題検討の内容と、あと連携推進のための研修の内容と効果について伺います。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

浜名医師会への業務委託内容につきましては、医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない提供体制を構築するために、国のガイドラインに示されている在宅医療・介護連携推進事業の8つの事業を地域の実情に応じ、PDCAサイクルに沿った取組を推進してまいりました。

具体的にはですね、連携に必要な協議の場として、在宅医療・介護連携推進協議会を実施しております。2番目といたしまして、適切なサービス選択へつながる地域住民の理解促進のための普及啓発活動の実施をしております。3番目といたしまして、医療・介護関係者の資質向上、相互理解を深めるための専門職向け研修会を実施しております。4番目といたしまして、在宅医療を支えるための医療・介護関係者間における円滑な情報共有体制の検討などを浜名医師会様には委託しております。まずこちらが浜名医師会様への委託内容となっております。

また、2点目の今度は株式会社パドラックさんへの業務委託内容ですが、こちらはですね、医療と介護に関する市内の情報、介護予防関連情報、医療機関及び介護サービス事業所情報など、オープンデータを活用し高齢者マップの作成を委託しております。いわゆる高齢者向けの社会一元マップというふうに捉えていただければよろしいのではないかなというふうに思います。

それからその次ですが、在宅医療・介護連携推進協議会での課題検討の内容につきましては、在宅医療と介護の連携が重要となる4つの場面というものを、その協議会の中で設定して協議してまいりました。その4つの場面という

のが、1番目が日常の療養支援、2番目が入退院支援、3番目が急変時の対応、4番目が看取りでございます。この4つの場面を整理して、それぞれの場面ごとに湖西市の各場面の目指すべき姿であるとか、現状分析、そして課題抽出、そこから導き出す具体的な施策、そしてそれをアウトカムする、アウトプットするというのを、いわゆるPDCAサイクルに沿ってずっとこうやってきたという経緯がございます。また、協議会における連携推進のための今度は研修、先ほどお尋ねいただいた研修の内容と効果につきましては、医療と介護はそれぞれ支える制度が異なります。ゆえにですね、多職種の方々が関わっておられるわけなんですけれども、その多職種間での相互の理解であるとか情報共有が十分にできていないという課題が上がったことからですね、要はその多職種の皆様方が連携するためのグループワーク等を活用した研修を行ってまいりました。

その結果としてですね、地域の医療・介護関係者がお互いの業務の現状であるとか、それぞれの専門性、役割等を知って、率直な意見交換ができる関係が構築され、現場レベルでの在宅医療と介護の連携が推進されたというふうに効果があったと認識しております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○佐原委員長 相曾委員。

○相曾委員 丁寧な御説明ありがとうございます。

在宅医療・介護連携推進協議会というものが開催されて、何十人かの専門職が集まってお話をすると思うんですけども、その進め方が、皆さん、委員として報酬をもらっている中で、発言する委員さんと発言しない委員さんがいるというところで、ちょっとそこら辺の進め方についてもちょっと検討課題があるんじゃないかなと思うんですけど、そこについてはどうお考えですか。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 厳しい御意見ありがとうございます。本当に今、委員おっしゃるとおりでございまして、もう本当に歯にきぬ着せぬで申し上げて同じ報酬をもらってるのに、ある委員ばかりが発言して、ある委員は全く発言をしない。それがいいのかというところにはなるんですけど、そこはですね、議題の中で取り上げる課題であったりとか議題ですよ、検討する議題であるとか内容によって、それぞれやはり専門とされている委員の皆様、専門性であるとか立場がやっぱり異なりますので、その協議会の中の運営制度といいますか、その時々で扱っていく内容によって、その委員の方々が専門とされている分野であれば、当然御発言もいただいていくことになるなと思います。そうでない場合も、やはりそれぞれが各委員の持っておられる専門性に大きく左右されているのではないかなと思っておりますが、なるべくこれからの議事の進行もですね、皆様になるべく水を向けて、それぞれのお立場から御意見を述べていただくようにはしていかなければならないのかなということ、今、委員の御意見を伺って感じたところでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○佐原委員長 相曾委員。

○相曾委員 ほかの協議会、これとは違うんですけども、皆さん最後に一言感想でもいいのでどうぞっていう形で進行を進めている協議会もありますので、せっかく来られて、時間を見つけてきていただいていると思いますので、内容とはちょっと違うかもしれないんですけど、ぜひ発言をしていただいてチームとなっていきたいなと思いますので、議事進行についてはちょっと検討をしていただきたいと思いますと思っております。

私からは以上です。

○佐原委員長 ほかに質問のある方。

二橋委員。

○二橋委員 介護予防あるいは生活支援サービス事業、総合事業なんですけども、これが減少している要因というのは、何か教えていただきたいと思っております。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

ちょっと先ほどの繰出金のところの話も関連してくるかなと思うんですけども、今、二橋委員のほうから御質問いただいた内容についてお答えをさせていただきます。

あちらの繰入金の方は、あくまでも予算ベースで見込んでおりますので、計画に沿って右肩上がりで総合事業が増えるであろうというところで前年度よりも増額して繰り入れたんですけども、結果としてですね、今度は令和5年度の総合事業に係る費用が減ったという要因につきましてですけども、これにつきましては、まず今さら釈迦に説法じゃないかもしれませんが、どうしてこの総合事業というものができたかといいますと、私どもが進めております地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の施策の1つとして、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対してサービスを提供していくために、国の保険制度の全国一律のサービス事業から、各市町ごと、自治体ごとに地域の実情に応じたサービスが提供できるように発足したのが、そもそものこの総合事業というものになります。沿革になります。これがずっと本当に年々、過去数年、もう五、六年前からずっと増え続けて、もっと前かもしれません、すみません、とにかく右肩上がりに増え続けておりました。

この事業はですね、国からの地域支援事業費補助金というものの対象にはなっていないんですけども、こちらが以前より事業費が国の定める補助上限額を大幅に超過しておりました。その超過額は年々増え続け令和4年度時点で、国の定める上限が8,600万円余り超過をしておいた状況でございます。

こういった現状を打開するために、この決算対象年度になっておりますこの令和5年度に、厚生労働省、静岡県、外部アドバイザーなどの協力を得ながら、地域づくり加速化事業というものに手挙げをさせていただいたというか、もう国のほうから指摘をされてやりなさいというところで指名をされまして、実施いたしました。この加速化事業によってですね、その中で地域ケアプランを立てていただいている地域包括支援センターであるとか、居宅介護支援事業所の方々にケアプランを作成する被保険者の方、サービス利用者の方のケアプランを立てるときに、本当にその利用回数が適正なのか、そのサービス内容は適正であるのかということ吟味、精査して立てていただきたいということを再三にわたってお願いした結果ですね、それが効果が減という形で少しずつ出始めたのかなというふうに、ちょっと手前みそ的なところはございますが、そのように当課では解釈しております。

以上でございます。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 この要支援1・2が対象になると思うんですけども、この湖西市の場合に、例えば令和4年度と令和5年度の変化ってどんなふうになってますか。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 ちょっとお時間を、すみません、委員長。

○佐原委員長 はい。認定者数でいいですね。

○二橋委員 うん、認定者数で。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 大変お時間いただきまして申し訳ありません。それではお答え申し上げます。

まず、要支援1の方から申し上げますが、令和4年度は376人、令和5年度は408人でございます。

続きまして、要支援2の方の人数につきましては、令和4年度が257人、令和5年度が249人ということで、要支援のほうは逆にちょっと減ってるっていう、トータルで令和4年度は要支援1・2合わせて633名、令和5年度は657名という数字になっております。

以上でございます。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 すみません、ありがとうございました。

いずれにしろ、この減少、要するに各市町での対応になってるものですから、それぞれ違うと思うんですけども、湖西市の場合に減少、要するにこの支援事業に対しては減少しているんですけども、人数はそれほど増えてないんじゃないかなって、そんなに増えてない様子なんですけども、この事業を展開することによって、この令和5年度はなかなか難しいかも分かんけども、その結果として要支援1・2の状況っていうのは、ある程度この事業によって改善ができてるかどうかっていうところが見れるかどうかなんですけども、どうですかね。何か担当として。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 ちょっと突っ込んだお話ししてしまって専門的な、専門性が高いお話になってしまって申し訳ないんですが、この総合事業も内容が様々なメニューがありまして、一番やっぱり断トツで経費がかかっているのは、私どもでいうところの従前型相当サービスと言いまして、国の基準にのっとってやってる、いわゆるお金が、アットマークがすごい高いものが大半を占めておりますので、要はその部分さえ減らせれば、総合事業全体でも格段にかかる費用が、給付費が減ってくるんですけども、やはりそここのところが一番関わっているのが、やはり最初の段階でケアプランを作成していただいているケアマネジャーのところをやっぱり大きな部分なものですから、昨年度の、ちょっと先ほどお話しさせていただいた地域づくり加速化事業の中で、包括の方と居宅の方を招いて、ぜひともちょっと適正なプランニングをお願いしたいというところで、その従前相当になるべくとにかく行く人を減らしたいという、そこがもう全てかなというふうに、担当課としてはもう分析で、通所・訪問、両方ともありますけれども、そことにかく国の基準の単価設定である従前型相当サービスのところをいかに減らすかというところに、今後のこの総合事業の行く末といいますか、そういうところがかかっているのかなと。

このままで実際、ちょっとこれ余談で申し上げていいのかわかるかなんですけども、今年度のこの地域支援事業費の補助金の対象になってる地域総合事業総合の地域支援事業費補助金の国からの補助金の対象になってるというお話しさせていただきましたけど、もう今年度から実際に満額もらえなくなってしまいました。もういつになるかわからないって、昨年度この地域づくり加速化事業、厚生労働省の方と一緒にやっていたときには、いつまでその協議のテーブルに着けるかわからないよと言われたんですけど、まさかですね、私どもこんなに早く国が削ってくると思ってなかったので、当然その削られた分は市からの持ち出し分になります。今は介護保険等支払準備基金がまだかなりありますので、どうしても立ち行かなくなったときにはその基金を崩して対応していくつもりではいるんですけども、それはほかの総合事業だけではなく、本来でしたら要介護を受けている介護給付費のほうに回すべきであってというのが原則ありますので、なるべくちょっとそういった事態を招かないよう、今後は総合事業を適切に運営していきたいということで、引き続きその事業自体は昨年度いっぱい終わったんですけども、その後も引き続き課内プロジェクトチームとして今年度も継続してやっておりますので、何とか国の補助金、上限額に持っていきけるように引き続き努力してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 最後になりますけども、この介護事業っていうのは一番の入り口は、今言う要支援1・2、この入り口を詰まらせると、いきなり3・4という増加に伴っていくんじゃないかなと思うんですよね。そこをやっぱりどういうふうに考えていくかっていうことが一番大事なことかなと思います。なかなか国の状況も勘案しているものから大変だと思いますけども、また今後とも御努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○佐原委員長 ほかに。加藤委員。

○加藤副委員長 説明書の215ページですけども、他会計の拠出金が前年より1,985万9,000円増えている要因を教えてください。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

まず、この他会計繰出金とは何ぞやというところからちょっと御説明させていただきたいと思うんですが、こちらはですね、前年度繰り入れた、先ほどのちょっと歳入とかにも関係してくるんですけども、前年繰り入れたものを翌年度に精算して国・県・市への会計にまた戻す、余剰分があれば戻す、足りなければいただくという精算の中で発生する給付費以外のものになりまして、純粋に市のほうへ返す繰出金がこの他会計繰出金という項目にまざっているということを御理解いただきたいと思います。

そのさらに前の年のやつを当該年度で補正して返す。返すときには返すというところをまずは御理解いただいた上で、給付した年分としては、令和3年度と令和4年度のものを比較して、今委員がおっしゃった1,985万9,000円の増ということになっていることをまず御理解いただきたいと思います。

というところでですね、具体的には、令和4年度の、この令和5年度に出したその他会計繰出金というのは、令和4年度に実施した給付事業に係る精算分というところで、当初、一般会計からの介護給付費の、先ほどちょっと菅沼委員のところでも申し上げた12.5%に相当する6億596万2,000円を繰り入れいたしました。予算としてですね。ですが、決算による精算をした結果が5億4,785万7,000円で確定したことから、差引き分超過となった5,810万5,000円を返還しているのが、まず令和5年度のこの載っている数字の根拠でございます。

対前年の令和3年度給付費の令和4年度精算分はどうであったかと言いますと、こちらは一般会計からの給付費相当分5億9,006万7,000円を予算でまずは繰り入れさせていただきましたが、決算による精算の結果5億5,182万1,000円で確定をいたしましたので、超過となりました差引き3,824万6,000円を令和4年度に返還しております。というところで、この差引き分が1,985万9,000円の増というところになっております。

その理由といたしましては、本当に先ほどもすみませんが、菅沼委員のあれにどうしても結びついてしまうんですけども、要因といたしましては、3年ごとに策定する介護保険事業計画、いわゆるこさい高齢者プランの給付費推計に基づきこの繰入金額というのも算定しているところではございますけれども、令和4年度は3年計画の2年目に当たります。今はこさい高齢者プランも第9期目に入りました。今年から新しく6、7、8の3年度で第9期のこさい高齢者プランを策定したんですけれども、この5年度と4年度につきましては、1期前の令和8年度のこさい高齢者プランの中で算定した繰入れ計画に基づいて繰入れをした結果ですね、当然のことながらプランというのは年々、3年ワンスパンで策定しますので、今高齢者人口がどんどん増え続けている状況でございますので、右肩上がりの予算の計画を組んでおります。分かっただけかと思うんですが、策定した初年度、令和3年度は一番乖離が少ないです。計画の中でも過去の実績等を加味して策定しますので、そこからの伸び率というのはあくまでも推計になりますので、1年度目よりも2年度目、2年度目よりも3年度目のほうが当然この計画予算と実績の乖離というのがどうしても広がってきってしまうというところで、この令和4年度と5年度比較したときの精算額がどうしても増になってしまう、その分増えてしまったというところを、私どもとしては要因として分析しております。

長くなりましたが、以上でございます。

○佐原委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 概略分かりました。予測が難しいとそういうことですね。はい、了解しました。

○佐原委員長 ほかに歳出のほうで。菅沼委員。

○菅沼委員 すみません。ちょっと思いつきで質問させていただきますけど、介護認定者、今後増える傾向だということなんですけど、反対に介護認定者が毎年亡くなるという現状もあるじゃないですか。そうした場合、今回報告があった73人増えたのかな、亡くなった人が例えば50人おったら23人増えましたよっていう、そういう報告にはならないですか。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 もうまさに委員がおっしゃったとおりでございます。ただ集計の時点がいつかっていうのは当然ありますので、通年であれば4月1日時点を基準にしてその年の数を出すもんですから、集計するもんですから、その時点でその年度内にどれだけお亡くなりになられた方がいらっしゃるとかで、そのところはもう見込みも正直言って、もうない部分ではございますけども。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 差引きでこれだけっていう人数ってことでいいですか。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 そういったものを全て加味した上で、時点では4月1日現在で、これだけ73人増えましたということになっております。

以上でございます。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 分かりました。ありがとうございます。終わります。

○佐原委員長 相曾委員。

○相曾委員 先ほどに二橋委員のほうがおっしゃってました介護予防生活支援サービス業務で、答弁の中で、ケアマネジャーがプランを策定することに対して、本当に適切に行うようにっていう話があったんですけども、そもそもケアマネジャーっていうのは、利用者さんがサービスを使うのに適正なサービスを、プランを立てるのが仕事だと思うんですが、それが適正じゃなかったという事案があったということなんですか。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 ここはですね、もういわゆる信義則の原理に従って、私ども、決してケアマネジャーを疑ってるわけでもございませぬし、適正なプランを立てていただいているという、もうそういう前提がまずあることは御理解いただきたいと思います。その上で、ここからはもう人情話みたいな形にちょっと半分になってしまうのかなと思うんですけども、本来この人は週1のサービスでいいのかもしれない、よいところを、やっぱりどうしても心情的なものが働いて2回になってしまうっていうのが、それはケアマネジャーのお考えで、好意で多分立ててることだとは思うんですね。要は2回使えるんだったら、もうマックス2回使えばいいじゃんっていうですね、お金もあるし、別にこの方はちゃんと払える方だから、ですけど、結局、長年にわたって制度発足、平成12年にこの介護保険制度ができて以来、ずっとこの部分手をつけずにいた結果がこの他市の町ではほとんど見られないほどの恐ろしい超過額に今なってしまうって現状を分析していったときに、やっぱりその部分で、ちょっとそこに焦点を当てて改善していく必要があるんじゃないかというのを、昨年度の地域づくり加速化事業の中で、やっぱり厚生労働省の方も県の方も、外部アドバイザーの方からもそういった指摘がありまして、課内でも当然分析等をしたんですけどもというところから、本当になぜかというところで、どうしてこれやってるかという、その上限超過で市からの持ち出しが増えるってのはあくまでも私ども行政側の理由であって、その状態が続くと最終的には、もうこれで支払準備基金も全部使い果たしてしまうと、一番困るのはその被保険者の方の保険料を増やさざるを得ない。私ども、県下でもまれなぐらい今健全運営をさせていただいておりまして、高齢者プランでいうと3期9年間にわたって値上げをしておりません。今年の第9期の令和6年、7年、8年の3年間も月額5,000円の基準額据置きという極めて希有なぐらいの健全運営をさせていただいてるのは、それはそれとしてあれなんですけども、これが唯一今足を引っ張っているというのがこの総合事業の部分になりまして、この補助金上限超過っていう状態が延々と続きますと、もう今に支払準備基金も食い潰してしまう、そうすると、最終的にはやっぱり被保険者の方の保険料に跳ね返らざるを得ない。そういったところを見据えた上で、何よりもやっぱり被保険者の方に、その人に必要なサービスがちゃんと使えるように、必要な人に必要なサービスが行き渡るように、私ども事業を考えていく必要があるのではないかとこのところから、そういった包括支援のケアマネジャー、居宅介護支援事業所のケアマネジャーをお呼び立てして、そういった

お話をちょっとさせていただいて、当然いろいろありました。ケアマネジャーも、委員おっしゃったとおり、ケアマネジャーにはケアマネジャーのやっぱりお立場がありまして、少しでもその方にとってサービスたくさん使えたほうがいいんじゃないか、だから私たちは、しかも状態が悪くなっていく前提で、けどそこは先ほどの二橋委員ではありませんが、ベクトルを下げる、下がる前提で立ててしまうのと、いやいや、支援の段階で総合事業の段階でベクトル上向きにして卒業してもらおうっていうところで、私たちはこれから本来の総合事業の在り方っていうのを今課内プロジェクトで考え直しているんですね。

ですので、ちょっと主題からそれてしまったかもしれませんが、ケアマネジャーのことを決して何か悪く思ってるとかそういうことはないのです、本当にこれからもケアマネジャーと一緒にそういった情報共有しながら、必要な人に必要なサービスが行き渡る、しかも市でやっている総合事業というものが永続的に、本当に持続可能に未来永劫にわたって続けられるような本来あるべき姿に今していつている途中であるというふうに御理解いただけたらと思っております。

以上でございます。

○佐原委員長 相曾委員。

○相曾委員 過剰にという話があったんですけど、例えばその上限額が10とあるとしてケアマネジャーが立てたプランが10割なのが問題なのか、本来であればこの人は10あるうちの5でいいはずなのに、なんで10を使ってるんですかっていうところを問題と言いたいのか、10あるのを15で使ってるっていうのが問題なのか、それはどういう問題なのかってところいいですか。

○佐原委員長 高齢者福祉課長、簡潔にお願いいたします。

○阿部高齢者福祉課長 本来、その人は1回で済むのに、2回プランの中で盛り込んでしまってはいませんかというところですね。

○佐原委員長 相曾委員。

○相曾委員 つまりじゃあ10ある中のこの人は5でいいはずなのに10で打っていませんかというところがちょっと気になるよというところですかね。

○佐原委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 そのとおりでございます。

○佐原委員長 相曾委員。

○相曾委員 分かりました。終わります。

○佐原委員長 ちょっと関連でいいですか。

○加藤副委員長 はい、代わります。佐原委員。

○佐原委員長 そもそも、冒頭に課長がおっしゃったように、地域包括ケアシステムでフォローすべき分野、要支援1・2の人たちが、地域包括ケアシステムができてない、サービスメニューがないがために、既存の従来型のサービスに行ってるから、どんどん単価のアップマークのその高いものを使わざるを得ないっていうことですよ。だから社会資源がないからケアマネジャーは御家族や本人の意向を聞いてプランを立てるときに、そこにつけるしかないっていう現状なわけですよ。なので市としては、地域包括ケアシステムの進捗をいかに進めるか、推進するかっていうことで、そのために地域づくり加速化事業をなさって国から言われたわけですよ、国・県から。けどさっきのお話では、これは去年で終わったけれども、またやってきますっておっしゃったと思うんですけど、それでいいですか、その解釈で。

○加藤副委員長 高齢者福祉課長。

○阿部高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

まさに今佐原委員からお話いただいたとおりでして、なぜ継続しているのかって言いますと、今まさにそれが佐

原委員がおっしゃったとおりのことをごさいます、サービスメニューがない、要はその従前相当使わないんだったら何を使ったらいいのっていうところに行くと思うんですが、その受皿づくりですね。そこを例えばサービスAであるとかサービスCも御存じだと思うんですが、そういった他のサービスへ流すっていうのも一つの方法でございますし、あとは先ほど言ったように、総合事業の中で悪くしていくじゃなくて当然よくなっていただいで、卒業ってところを見据えた上で、今度は卒業した人の受皿というところで、例えば通いの場であるとか、居場所であるとか、そういった、まさに委員がおっしゃった社会資源ですよね、インフラを整備して、そちらのほうへ移行していくということをどうしていったらいいのかを、今年度、引き続き課内プロジェクトチームで検討しているというのが実情でございます。

以上でございます。

○加藤副委員長 佐原委員。

○佐原委員長 よろしくお願ひいたします。じゃあ委員長を戻していただきました。

ほかに質疑のある方はいらっしやいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 では、歳出についての質疑を終結して、これより討論に入ります。

討論のある方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 これをもって討論を終結いたします。

議案第92号 令和5年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐原委員長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。ありがとうございます。

では、ここで暫時休憩といたします。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 再開

○佐原委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。

午前に引き続き、委員の皆様におかれましては審査をよろしくお願ひいたします。

ただいまからは、議案第73号 湖西市いじめ防止対策推進条例制定についてを審査いたしますが、冒頭担当部局のこども未来部長がお見えですので御挨拶をお願ひいたします。

○鈴木こども未来部長 改めまして皆さんこんにちは。こども未来部長の鈴木でございます。

本日は、令和6年市議会9月定例会において福祉教育委員会に付託されました、湖西市いじめ防止対策推進条例の制定について審査をお願いするものでございます。この条例は、いじめの予防、早期発見、早期対応、早期解決及び事案の深刻化を防ぐために制定しようとするものでありますので、よろしくお願ひいたします。

なお、質疑への応答は、こども政策課長が中心に行いますので御了承ください。

誠に簡単ではありますが審査に先立ち、こども未来部長としての御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひします。

○佐原委員長 よろしくお願ひいたします。

すみません、改めましてでございすが、午後からのこの審査に当たりまして傍聴の申出のあった議員、そして一

般市民の皆様の傍聴も許可をしております。

私語を慎み静粛に傍聴していただきたく、よろしくお願い申し上げます。

では、審査に移ります。

議案第73号 湖西市いじめ防止対策推進条例制定についてを議題といたします。

議案書15ページから18ページとなります。

これより質疑を行います。

1条から順に審査を進めていき、最後に全体を通しての質疑を行うという方法で進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 そして、資料の提供をこども未来部からいただいております。

では第1条から始めてまいりますので、質疑のある方いかがでしょうか。

相曽委員。

○相曽委員 この第1条のところですけども、この条例を制定しようとする背景や目的についてお伺いします。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えいたします。

この条例を制定しようとする背景と目的でございますが、国内で発生しました重大ないじめ事案を起因といたしまして、国のほうでは平成25年にいじめ防止対策推進法というものが制定されました。この法律によりまして、いじめの定義ですとか、国とか地方公共団体、そして学校、保護者などの責務が明確化されるなど、いじめへの対策が法律として定められました。

しかしですね、この法律制定後以降、いじめの認知件数は、全国的にも湖西市においても増加傾向にあります。これは単純にいじめが増えた、当然、認知件数が増えたということですので、増えたわけなんですけど、例えば学校が荒れてるとかいうわけではなくてですね、法のいじめの定義、こちらが教職員等に浸透してきたことによりまして、それまでいじめとして認知してこなかった軽微な事案でも、児童が心身の苦痛を感じているというような様子がうかがえた場合は全ていじめとして認知する、これが法律の定義になるわけなんですけど、そのことにより件数が増えたということも大きな要因としてございます。

しかし、いじめというのはですね、御存じのことだと思いますが、深刻な事案はもちろんのことですが、外から見れば軽微な事案だというふうに思われるようなことであってもですね、児童等には非常に心の痛みというんですかね、いうものを感じたり、人格の形成などに影響を与えるというふうなことが言われております。

そこで、これまで学校や教育委員会のほうでもですね、いじめ防止等にはこれまで鋭意取り組んできたものでございますが、さらなるいじめの予防ですとか、早期発見・解決、深刻化防止のためにですね、学校・教育委員会だけではなく、市長部局とですね、あと関係する機関の皆様、そして団体の皆様等、そしてまた市民の皆様と一緒に一体になってですね、このいじめ問題に取り組むことが必要ではないかというふうに考えました。

そこで4月からいじめ防止対策準備室というものをこども政策課内に設置したわけなんですけど、市長部局と教育委員会と市民の皆様が一体となっていじめ防止をするための基本理念ですとか、対策の基本となる事項、それらを条例として定めまして、総合的かつ効果的に推進するために本条例を制定しようとするものでございます。

以上です。

○佐原委員長 相曽委員、いかがですか。

○相曽委員 ちょっと関連というか、第1条の質問です。

湖西市にはいじめ防止等のための基本的な方針が定められていると思います。条例内に定めることはしないのかというところと、また定めるとしましたら、今、フローチャートをもらいましたけれども、変更や検討についてはどの

ようにお考えになっているのかをお伺いします。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えいたします。

今、相曽委員がおっしゃられた湖西市いじめ防止等のための基本的な方針、これはいじめ防止対策推進法の第12条に、地方いじめ防止基本指針の策定のことが規定されております。こちらは今現在、教育委員会のほうでこの市の基本的な方針というものを定めてあるわけなんです、法律で定めることが規定されているということで、改めて条例上では基本方針を定める等の規定は今回必要ないというものと判断したことによるものです。

あとフローチャートということでございますが、今資料としてお配りしてありますのは実施体制ということですね。またフローチャートとはちょっと意味合いが違う資料になります。先ほど言いました湖西の基本的な方針の最後のページにフロー図というものが書いてございます。こちらはですね、現在、教育委員会でいういじめの防止等ということでございますので、このフロー図には学校や教育委員会でいじめを認知し、防止対策するためのフローになっておりますので、今後、この市長部局がいじめ防止対策を行うということを踏まえまして、この基本的な方針の内容も見直しまして、現在その改定の作業も行っているところでございます。その際にですね、このフローチャートのほうも市長部局と一体になったフロー図として変更するように考えているところです。

以上です。

○佐原委員長 相曽委員。

○相曽委員 フローチャートのほうも検討はしているということの認識でよろしいですか。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 おっしゃるとおりです。

以上です。

○佐原委員長 相曽委員。

○相曽委員 あと背景のところですけども、先ほど答弁の中で国内的にいじめ事案が増えていることと、条例が制定されたこととありまして、市内だといじめ重大事件というのがありましたが、それとこの条例の関係性みたいところはどのように捉えているかを確認してもいいですか。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えいたします。

この市長部局にいじめ防止対策の部署を設置するという点に関しては、湖西市で起きた重大事態がきっかけとなっているということは、正直なところでございます。

ただ、それをきっかけに市長部局に部署ができて、教育委員会だけでなく市長部局も一緒になって市全体でこのいじめ防止対策を行うということですね、それを市民の皆さんにも周知させていただきたいという目的もございまして、そういう形で条例を今回制定を考えているところでございます。

以上です。

○佐原委員長 相曽委員、いいですかね。

では、第1条はこれでよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 第2条に移ります。

相曽委員。

○相曽委員 第2条です。(1)のいじめというところの定義ですけども、子供が子供に対しての行為と定められているんですけども、いじめというものは、子供だけではなくて教師がいじめに加担する、また助長させて悪化するという事案も全国ではあります。この条例ではあくまで児童等だけが対象となるのかお伺いします。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えいたします。

いじめの定義につきましては、こちらの条例でも書かせていただいておりますし法律のほうでも書いてあるとおりでございますが、児童と児童の間に起こるいじめが、法律上でも条例上でもいじめとして定義しているところがございますので、いじめの対応というのは、あくまでも児童間に起きたいじめというふうを考えております。

教師等がですね、その加担とか助長ということにつきましてはですね、当然あってはならないことだとは思いますが、この今回のこの条例の中にはそこに対しての部分といたしましては、第5条のところですね、これは学校及び学校の教職員の責務のところ、文末にその解決に向け速やかに対策を講じなければならない、これは一応教職員の責務として定めてあるところですね、あと法律のほうでは、法律の第8条のところに、同じく学校及び学校の教職員の責務といたしまして、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有するというふうに書かれておりますので、加担とか助長というのは当然適切ではないというふうに思いますので、このところで教職員に対するいじめに対して適切に対応しなければならないということが定義されておりますので、いじめという部分に関しては、あくまでも児童間というもので御理解いただきたいと思います。

以上です。

○佐原委員長 相曾委員。

○相曾委員 この今回の条例では、定義としてはいじめは子供と子供の間の話というところで、私は理解いたしました。

終わります。

○佐原委員長 ほかに第2条。

菅沼委員。

○菅沼委員 第2条（3）学校は湖西市立の小・中学校との定義であります、市外の私立の小・中学校に通っている児童等や高校生のいじめへの対応はどうなるのか、お伺いをいたします。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えいたします。

今回の条例で対象となるものは、こちらに書かせていただいたお市内の小・中学校に通う児童・生徒でございます。最近はですね、市外のほうの私立の学校に通う、中には小学生から通う子供とか中学生になって通うという子供、私も何人か知っておりますけども、そちらのほうについては、こちらの条例上とかこちらの担当部署としてはですね、直接いじめに対して対応は現在考えておりません。この対応というのはですね、相談に乗って、あと介入をして解決まで導くということを指すものでございますが、私立の学校に通っている小・中学生もしくはあと高校生ですね、高校生につきましては、法律上ではその在籍する学校がそのいじめの対応に当たるということが定められておまして、もしそこに重大事態というのが起きた場合にはですね、市町村別の重大事態調査するわけではなくて、県のほうで重大事態を調査するというのも一応定められておりますので、そのような対応になるかと思っております。

ただしですね、小中学生でも高校生でもまだ湖西市に住む子供たちからですね、この市役所ですとかそちらのほうに相談とかがありましたら、そこはまずは話をお伺いしてですね、状況を確認して、直接の相談介入支援はできないかもしれませんが、その状況によって適切な機関とかそういうところにつないでいきたいと考えております。

以上です。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 そういった子供たちが市内でいじめを受けたときには、今おっしゃったように市役所へ相談するとか、親がまたその学校なりなんなりに直接言いなさいとそういうことなんでしょうか。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 そうですね、端的に言うとその形になりますが、はい、ですから先ほど申し上げたとおり、じゃああっちへ行ってくださいというようなことじゃなくて、あくまでも話を聞いて、状況を伺って、もし市のほうでできるようなことがあれば最大限したいと思います、基本的なスタンスとしては学校、もしくは県のほうにお願いするというような形になるかと思います。

以上です。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 分かりました。終わります。

○佐原委員長 それでは第2条はよろしいですか、ほかの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 では、第3条に参ります。

第3条、相曾委員。

○相曾委員 第3条です。法律でも基本理念が規定されていると思います。市の基本理念の特色はあるのかお伺いします。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えいたします。

今、相曾委員おっしゃられたとおりですね、いじめ防止対策推進法の第3条で基本理念というのが定められています。そしてですね、今回市がいじめの防止対策を行うに当たっては、法律ですのでその基本理念はもう大前提、それは念頭に置きまして、それに加えて市の基本理念ではですね、条文上の言葉で申し上げますと、いじめ防止等の対策は児童等の利益を最優先するという、市の独自の言葉で理念を定義しております。

この児童の利益を最優先するということはですね、児童等の心身の成長ですとか、人格の形成にいじめが非常に深刻な影響を与えるということですので、その行為というのは、もう人権侵害に当たるという認識の下、児童が速やかに最善の利益を受けられるよう、市としていじめ防止等のための様々な対策を行っていくという市の考え方について定めたものでございます。

以上です。

○佐原委員長 よろしいですか。

ほかに第3条についての質疑のある方、いらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 第4条に参ります。

加藤委員。

○加藤副委員長 第4条第2行目ですけども、必要な施策を総合的に実施しなければならないとありますけども、具体的にはどのような施策を実施するか教えてください。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えいたします。

こちらの第4条第1項につきましては、具体的に言うと市長部局で行ういじめの防止対策について規定をするものでございます。

具体的な内容といたしましては、3段階のアプローチ、これによりいじめ防止対策を実施してまいります。

まず1段階目の対応というのはですね、いじめを発生させないための予防啓発事業といたしまして、地域の皆さんと協力していじめ防止を図ることができますよう、市民の皆さんへいじめ防止に関する啓発、出前講座を行ったりですとか、子供と触れ合うことが多い関係する大人の皆さんが、正しいいじめを理解して対応することができる方を養成するような、今、地域いじめ防止リーダー養成講座というものを今検討しているところですが、それを開催するな

どの事業を行ってまいりたいと考えております。

2段階目の対応といたしましては、いじめを早期に発見して早期に支援できるような事業といたしまして、まず児童等とか保護者の方が相談しやすいように、現在学校や教育委員会のほうに本来は相談されてると思いますが、こちらの市長部局にも相談窓口のほうを設置いたしまして、この市長部局にも相談先として選択できるような形を現在準備しているところでございます。

市長部局への相談方法といたしましては、対面での相談のほか、電話、メール、そしてあとチャットというそういうツールも使って、相談ができるような体制を考えております。また、学校や教育委員会と連携をいたしまして、今学校にあります1人1台端末を使ってですね、そこの端末に心や体の不調からいじめを発見したり、もしくはまた相談したりできるような健康観察ツールと呼んでおりますが、そちらのツールの導入を行っていくように、今現在準備しているところでございます。

最後に3段階目の対応といたしまして、このいじめが発見された場合にですね、相談、介入、そして支援を行ってまいります。私ども市長部局のいじめ防止対策準備室にですね、そちらのほうに相談が入った場合、そのようなときにいじめに関する専門研修を受けた相談員、もしくは職員も今いじめの専門研修を受けてるところでございますが、そちらの相談員職員が対応フローに基づいて解決まで導くような支援を行ってまいります。

以上のように市長部局において施策を実施してまいります。いじめの対応というのはどうしても学校や教育委員会と切っても切り離せないものと考えておりますので、情報共有・連携というものを行っていじめの対応に当たっていきたいと考えております。

以上です。

○佐原委員長 いかがですか。

加藤委員。

○加藤副委員長 その2項に教育委員会の必要な措置も取らなきゃならないってなってますけども、今1項で言われたのとどう関係してきますか。

○佐原委員長 学校教育課長。

○黒柳学校教育課長 お答えいたします。

学校がいじめアンケート等でいじめの情報を得た場合なんですが、速やかに事実関係を把握し、多角的に検討できるように学校のいじめ防止対策委員会を開き対応するように、教育委員会としては指示をしていきます。

また、当然ですが、すぐにいじめをやめさせるとともに、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対する指導・助言を行います。そして、重大事態に対しましては、ガイドラインを踏まえまして、学校と連携し、重大事態の調査組織を設置いたしまして、速やかに事実関係を明らかにしていきます。必要に応じては弁護士であるとか医師であるとか心理士等から成る第三者による湖西市いじめ問題調査委員会を開催をしまして調査を実施します。といったような内容について、こども政策課と必ず連携を取りながら、情報を伝えながらやっていくといったところであります。

以上です。

○佐原委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 はい、了解しましたはい。

○佐原委員長 第4条についてはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 第5条に入ります。第5条、相曾委員お願いします。

○相曾委員 第5条です。条文中にいじめを把握した場合はとあるんですけども、いじめもしくはいじめと思われる行為を把握した場合はとしなかった理由を伺います。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えいたします。

こちらの第5条につきましては、先ほどちょっとこの言葉が出てきたところですけど、最後文末にですね、その解決に向け速やかに対策を講じるということがこの第5条で規定したものでございます。今、相曽委員がおっしゃられたいじめと思われる行為というのはですね、まだ本当にいじめがあったかどうか、相談はあったけど事実があったかどうかというのがまだ認識がされてない、確認がされてないという段階だというふうに考えております。先ほど学校教育課長も答弁したところですけど、児童や保護者から相談通報あった場合に、速やかにいじめの事実の有無を確認することが法律や基本的な方針でも定められていますことから、第5条につきましては、この確認をした結果いじめの事実が把握できてですね、それに向けて解決に向け速やかに対策を講じるという学校とかですね、教職員の責務を定めたものという御理解でお願いしたいと思います。

以上です。

○佐原委員長 相曽委員。

○相曽委員 ということは、前文の児童等の状況を把握することに努めという意味がいじめと思われる行為を把握するという意味で捉えればよいということですか。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 そうですね、おっしゃるとおり、この把握することに努めた結果いじめの事実が確認できたというときに、解決に向け速やかに対策を講じるという流れになると考えております。

以上です。

○佐原委員長 よろしいということで、ほかに第5条の質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 では、第6条に参ります。

相曽委員、お願いします。

○相曽委員 第6条です。保護者の責務を具体的に例示しない理由を伺います。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えいたします。

またこれもちょっと法律が出てくる話になるわけですけど、いじめ防止対策推進法の第9条において保護者の責務について規定をされております。この法の9条では主に保護者の保護する児童、いわゆる自分の子供という理解になりますが、保護者の責務が規定されておりますので、条例では、こちらの法律で規定されている内容というのは重複しないような形で条例では規定しなかったというものになります。

一応ですね、また法律の第9条につきましては、第1項の要旨といたしましては、自分の子供がいじめを行うことがないよう指導を行うと。第2項は自分の子供がいじめを受けた場合には、いじめから保護する。第3項では、国・地方自治体・学校等のいじめ防止等のための措置に協力すると、これが法律で定められた保護者の責務でございます。

条例のほうの第6条につきましては、この法律で規定されていない部分といたしまして、保護者がいじめを正しく理解して、いじめは許されない行為であるということを自分の子供に対して説明理解させるということを条例で定めたものでございます。

以上です。

○佐原委員長 相曽委員。

○相曽委員 法律のところで記載されていないところだけを記載しましたというところなんですけれども、湖西市独自の条例というのであれば、やはりもう少し保護者の方が見ても分かるように、具体的に記載したほうがより分かりやすいかなと思います。例えば保護者は必要に応じて市または学校に相談、その他の支援を求めることができるとい

うふうに、保護者の動き方なども記載するなり、またいじめを発見した場合は、市または学校にすぐ相談、または通報してくださいというふうにするとか、学校が行ういじめ防止に対する取組に協力するように努めるものとするというふうに、もっと具体的に書いたほうが保護者の立場とすると分かりやすいし、ほかの方が見ても分かりやすいんじゃないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えいたします。

条例といたしましては、先ほど言いました法律に書いてあることと重複しないようにという方針でちょっとつくらせていただいているところがございますので、今、相曽委員がおっしゃったような内容ですとか、法律に書いてあるようなこと、これにつきましては、また周知啓発のチラシですとかホームページ上ですとか、保護者向けの何か資料ですとか、そういうものにですね、いじめを見た場合とか、自分の子供が受けた場合とか、こういうふうに行動してくださいねというような内容の周知を考えていきたいと思えます。

以上です。

○佐原委員長 よろしいですかね。

では、第6条について、ほかはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 では、第7条につきまして質問のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 続いて第8条の質問のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 では、9条。

加藤委員、お願いします。

○加藤副委員長 9条の第1項で市民等に対して、いじめに関する必要な啓発及び教育を行うものをつづってありますけれども、どのような内容を考えていますか。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えいたします。

先ほどもですね、市の具体的な施策の中でもちょっと触れた部分もございしますが、地域からいじめを発生させないような取組といたしまして、市民の皆様に対して予防の啓発事業というものをやりたいと考えております。

これはいじめに関する定義ですとか、大人がいじめに対してすべきことなどを学んでいただくような啓発の出前講座のようなものを予定しておるところでございます。

あともう一つ、今年度から市長部局でいじめ防止の部署もできて、市全体としていじめ防止対策事業を実施するというですとか、これから市民の皆さんと協力していじめ防止対策を行っていきましようというふうですね、そういうことをですね、イベントを通して周知をするよう、講演会ですとか市全体でいじめ防止対策事業の内容説明などを行うような啓発イベントのようなものを、今後開催を計画してまいりたいと考えているところです。

以上です。

○佐原委員長 いいですか。加藤委員。

○加藤副委員長 それと第4条の市の責務とダブるっていうか、それをもう少し具体的にどういった内容になりますか。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えいたします。

市の責務といたしまして、適切に必要な体制を整備して総合的に実施するというので、あとそれを市民の皆様向

けにですね、こういう啓発や教育などを行うということを第9条で定めたものでございます。

以上です。

○佐原委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 了解しました。

○佐原委員長 よろしいですか。加藤委員。

○加藤副委員長 同じく第9条ですけども、3項で地域でいじめ防止対策、その他のいじめ防止等の活動を行う市民等の育成に努めるものとするところとありますけども、1項と同じようにどのような内容を考えていますか。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えいたします。

こちらの3項につきましては、育成という言葉を使わせていただいているところでございますが、こちらは学校以外の地域活動、具体的に申し上げますと、例えばスポーツ少年団ですとか、民間ではありますが学習塾とかですね、そういうふうにご子供がちょっと集まるような場面もあるかと思っております。そのような場面でいじめが起きるとということも想定がされるところでございますので、こういった場合にですね、少年団の指導者の方ですとか、学習塾の先生ですとか、そのほかにもそういう子供が集まる機会が多いところに接することがある市民の皆様、そういう方々がですね、これ啓発とちょっと似てるところもございますが、正しくいじめを理解して対応することができるように、これも先ほど申し上げた、これが地域いじめ防止リーダーの養成講座というものに該当することになるかと思っております。

こちらの地域いじめ防止リーダーの養成講座につきましては、先ほどの啓発講座よりももう少し具体的ないじめに対する内容ですとか、実際にそういうことを見聞きした場合にどのように対応するかというような実践的な行動も学んでいただいて、そういった場面でもですね、大人の方が実際にいじめ問題へ対処できるような方、そういう方を育成することを目的としているところでございます。

以上です。

○佐原委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 課長の言われることは分かりましたけれども、今いろんなこと言われましたよね。この条例をね、見ただけ、初めて見る人はそういうことが分からないと思いますよね。これを具体的な段階、実践段階でやるためのマニュアルとか指導の手引みたいなものはつくられるんですか。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えいたします。

そうですね、この条例はですね、一番最初に申し上げたところですけど基本理念ですとか基本的な事項、考え方というか方向性というか、そういうことを定めたものでございますので、いろんな事業の実施要項ですとかマニュアルですとかっていうものは、また別に定めまして、実際に事業を行うに当たっては、そのような実施要綱、マニュアル等に基づいて対策事業を実施してまいりたいというふうにご考えております。

以上です。

○佐原委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 ぜひともお願いします。

以上です。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 すみません、今のところに関連してですね、いじめ防止等のための活動を行う市民、それから団体ですね、地域団体、こういう人たちに何か権限が与えられるんですか。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えいたします。

すみません、ちょっと戻っていただいて、条例の第7条ですね。第7条に市民等及び地域団体等の責務という項目が記載されております。地域、市民等も含めて地域団体の方にはですね、見守りですとか声かけ、もしくは2項のほうですね、もしその中でいじめ等を見かけた、発見したときには、市や学校や関係機関等に情報提供してくださいというような、これはお願いベースの責務というものを規定させていただきましたので、何か権限とかいうわけではなくて、情報提供、見守り、声かけをお願いしますというようなことで、市民の方とかそういう関係団体の皆様にはお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 ちなみに、そういう方たちに身分証とかそういうものを発行されるんですかね。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えいたします。

先ほど申し上げました養成リーダー講座等を受講された方にはですね、ワッペンのような、ちょっとまだワッペンになるかどうか分からないですが、何かそのようなものの配布を考えております。

以上です。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 分かりました。はい、終わります。

○佐原委員長 9条、相曾委員。

○相曾委員 すみません、同じく9条のところ、先ほどの答弁の中だと学校以外のスポーツ少年団とかも入って言ってたんですけど、この条文には市民等だけで地域団体等や関係機関等の文言が入ってないんですけれども、そこは市民だけに教育するってということですか。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えいたします。

こちらですね、ちょっと条例上の表現として市民等になってございますが、希望される市民等の方ももちろん、そういう子供と接する機会が多い大人の方に対して、育成ということに努めてまいるということ規定をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○佐原委員長 いいですか。

では、ほかに第9条は、質問ある方はいかがですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 では、第10条に入ります。

第10条で二橋委員。お願いします。

○二橋委員 10条の第1項ですね、効果的な相談及び通報の体制を整えるとありますが、具体的にどのような体制を整えるのか教えてください。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えいたします。

こちらのほうはですね、これまでいじめの相談先というのは、これも先ほど申し上げたかもしれませんが、基本的には学校、先生がほとんどでございます。ほかには県とか国のほうでもそういう相談窓口を設けたりですとか、あと市ではですねヤングダイヤルこさい、いじめに特化したものはございませんが、ヤングダイヤルこさいなどというものがいじめに関する相談先としてございました。これらの従来の相談先に加えて、これもちょっと先ほど申し上げたところでございますが、いじめの相談に特化した窓口として市長部局のほうに相談窓口の設置を予定しております。

こちらのほうの相談方法といたしましては、これも先ほど申し上げたところでございますが、実際に来ていただいての対面での相談、あと電話、あとメール、あとチャット、あとアンケートフォームのようなものを利用して、市のほうではL o G oチャットと呼んでおりますが、そちらのほうも使って相談ができるようなことを準備しているところでございます。

これは先ほど申し上げたところでございますが、あの学校で今後行っていただく1人1台端末で行う健康観察の中にはですね、毎日の健康状態を確認する機能以外に何か子供が相談したいことがあるという場合にはですね、相談要請の機能というかボタンがございまして、そこを押すとかクリックいたしますと、まずそこではどんな相談をしたいとかそういう中身までは機能としては持ち合わせておりませんで、とにかく何か相談したいことがあるということが学校の先生方、あと市長部局のほうにも分かるような機能を持っておりますので、そのような複数の相談窓口で効果的な体制を整えてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 一番問題はですね、早期に発見して対応するっていうことの一歩の入り口がこの通報とか相談なんですけども、ややもすると相談窓口って固定化して、そこ行かないと相談ができないとか、あるいは学校でも、例えばの話なんだけど、あの先生が受け取ってもその先生がいじめて判断しなかった状況がつくられると全く効果なくなってしまうと。そういうものを、やっぱり歯止めするためには、やはり条例である程度縛りをつけてないと、本当の意味のこの相談・通報が賄えるのかなと、ちょっと不安に思うんですけど、どうなんですかね。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えいたします。

二橋委員が危惧される場所って確かにあると思っておりますが、条例としてまして大変申し訳ございませんが、基本的な事項を定めるという形で項目を定めさせていただいたところでございまして、具体的な体制ですとかマニュアルですとかにつきましては、先ほど申し上げたとおり別に用意してですね、先ほど最後に申し上げた健康観察ツールにつきましても、相談要請があったときには、誰がどのように対応するというようなマニュアルを、こちら市長部局と学校、教育委員会と共有いたしまして、複数の目でその対応ができているかどうかを確認できるというような手法も取ってまいりたいと考えておりますので、児童等が相談したのに誰も相手してくれないということはないようにですね、十分気をつけてまいりたいと考えております。

以上です。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 ちょっとこの10条から外れるかも分からんけども、そうなるこの条例の公布の日っていうのは非常に問題になると思うんですけども、あくまでもこれ公布の日からっていうことだけでも、いつ頃を予定しているんですかね。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えいたします。

こちらの条例がですね、議会のほうで議決をいただくのが最終日の10月7日になるかと思っておりますが、その後ですね公布まで、総務課のほうの例規担当のほうでいろんな準備作業をやるというふう聞いておまして、1週間程度公布まで時間が必要だということを聞いておりますので、具体的に申し上げますと、10月15日が公布の日というふうになる予定と聞いていますところなんです。

以上です。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 どうしてもそこには、今言うような体制が整わないとね、実際条例を公布して条例を施行しても、その

体制ができるまでって間に合うのかどうかになって、非常に疑問に思うんですけども、この体制をこれからこれからって全部そうなんだけども、大丈夫かなそれは。

○佐原委員長　こども政策課長。

○長田こども政策課長　何と申し上げていいのかあれですけど、条例がないとできないことと、事業として条例にとらわれずできることから進めていかなきゃいけないということもあるかと考えております。

まだ今、先ほど言いました、まだ準備してますとか予定してますというようなことを申し上げたところですが、まだ確定できない部分もあるんですけど、準備のほうは今順調に進めているところがあるもんですから、近々ですね、そのスケジュール等をまた公表、また情報提供のほうをさせていただきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○佐原委員長　二橋委員。

○二橋委員　そこが非常に大事なところかなと思いますので、条例を施行してもね、実際に動くっていうところまではなかなかね、状況がイコールにはならんと思うもんですから、そこら辺も踏まえて本来ね、条例の中で定めるのは基本的なことなもんですから、実際に稼働するものまで、やっぱり想定してこの条例ができてないとまずいかなと、そういう懸念は一つあります。

以上です。

○佐原委員長　では、ほかに第10条についての質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長　では、第11条については質疑の通告はありません。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長　では、第12条、三上委員、お願いいたします。

○三上委員　2つの問題で12条について質問します。

この条文を読むと、是正を認める、要請するのが学校及び教育委員会と書いてあるんですね。ということは、学校でのいじめだけに関してしか書いてない感じがするんです。9条には学校以外にもいじめがあると書いてあるわけですね。だとしたらここは、学校及びそのいじめに関係した団体という形でですね、スポーツ少年団か学習塾か知りませんが、学校以外のものに対しても是正を要請できるという文言のほうがいいんじゃないかというふうに思いますが、まずその1点どうでしょう。

○佐原委員長　こども政策課長。

○長田こども政策課長　お答えいたします。

こちらの第12条で規定させていただく予定のこの是正の要請でございますが、こちらはですね、これも法律の話になりますが、いじめ防止対策推進法とかですね、あと国や市が作成しておりますいじめ防止のための基本的な方針、こちらにですね、いじめが発生した場合、把握した場合には学校・教育委員会はそれに対して対応するということが義務づけられております。

その具体的な内容が、当然児童・生徒をいじめから守る、いじめを解決するということでございますが、あとそれ以外に法律のほうではですね、例えば学校の設置者による措置とか、学校の教職員の懲戒、そしていじめを行った児童の出席停止というようなことまで法律で定められているところでございます。今回、この是正要請を行う場合はですね、その学校や教育委員会が法律や基本的な方針で規定されていることを実施していなかったということがですね、市長部局のほうで調査の結果分かったという場合に、学校や教育委員会に対して、これは法律や基本的な方針どおり実施してくださいねというような要請をするということで、今回のこの12条については規定させていただいたところでございます。

先ほど三上委員がおっしゃった地域団体等はですね、これ先ほども申し上げました、地域団体等には声かけとか見

守り等の協力をお願いするというようなことでございますので、地域団体等が何かをやらなければならない、法律に従って何かをやらなければならないというところまでの規定はございませんので、地域団体等にはですね、この是正というところまでの規定は、ちょっと難しいかなということで、今回、12条で学校教育委員会に対して是正要請を行うことができるということを定めさせていただいたところでございます。

以上です。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 そうするとですね、例えばどっかの学習塾、またはどっかのスポーツ団体でいじめが発生したと分かったときにはですね、その団体に是正を求めるのではなくて、教育委員会にその団体がこういういじめが発生しているらしいぞと、教育委員会として動けということを言うと、そういう意味ですか。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 例えばそういうような、一つの例で学習塾でいじめが起きたと、塾に通っている子供同士の間で起きたという場合には、想定範囲になるかと思いますが、学習塾の中でできる範囲でのいじめた側といじめられた側の間に入っていじめをやめさせると。ただしそこは学習塾という民間の団体であつたりとかでございますので、義務を課すまではちょっと法律上でもちょっと課してないところでございますので、そのようなことがあるということをお教育委員会なり市長部局のほうに相談・通報いただいでですね、それに対して市長部局もしくは教育委員会、学校のほうがいじめの対応に当たるといふような流れになるというふうに考えております。

その中で、学校、教育委員会等が法律等に基づいて対応していないという場合に、学校、教育委員会に対して是正要請を行うことができるというふうな規定で考えているところでございます。

以上です。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 僕の質問はですね、学習塾またはスポーツの団体でいじめが発生したことが分かったというときに、その団体に是正要請をすることが書いてないから、そこにいじめが発生しているよと、何らかのことをせよということを教育委員会に言うってことですね。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えします。

そうですね、教育委員会もしくは市長部局でも構いませんが、そういうことがあるよ、あつたよということを通報なりをしていただきたいということで考えております。

以上です。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 もう一つ、第2項に市長が是正の要請をするわけですね。それを受けた者は、これを尊重し必要な措置を講ずるよう努めるものとすると書いてあるわけです。努めるものとするっていう表現はしなくてもいいってことなんです。これなぜ必要な措置を講ずるものとするというふうに、よう努めるという5文字を取ればね、必要な措置を講ずるものとする、これでいいと思うんだけど、なんで努力義務にして義務がないの。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えいたします。

こちら12条の是正要請につきましては、第1項のところでも是正の要請をすることができる、できる規定とさせていただいているところでございます。そちらの1項に対応いたしまして、是正要請を受けたものについても、尊重という言葉も使わせていただいているところですが、必要な措置を講ずるよう努めていただきたいと。第3項においてですね、この対応状況を市長に報告するものとする、これはものとするということで義務というふうに書かせていただいておりますから、必ず対応状況、是正の要請をしたものに対しては、その対応の状況を市長のほうに報

告しなければならぬという形ですね、そもそもが是正要請、要請ベースの話でございますので、それに対して学校、教育委員会は真摯に対応していただけるものと考えておりますが、こちらも要請、お願いベースという話になりますので、それに対して努力義務という形で第2項のほうを書かせていただいたところです。

以上です。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 市長と教育委員会の関係なんですよ、上下関係とは言いませんけれども、市のトップから是正の要請が出た、そのときにそれを尊重しとまで書いてある。尊重しとまで書いてあるなら、必要な措置を講ずるものとするで全く問題ないと思うんだよね。そこでまた改めてね、よう努めるものとするという、何かやんなくたっていいんだよっていうことを感じさせる文言をなぜに入れるのか理由が分からないですね。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 繰り返しの答弁となりますが、こちらは是正命令というような形式でしたら命令ですので、必ずそれに対応しなければならぬというふうにと考えると、こちら要請、市長部局と教育委員会という本来独立した部門に市長が命令を行うということも、またそれはまず問題があることかなというところで、あくまでも要請ベースという形でこちらのほうの12条を定めさせていただいたところです。

以上です

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 今ね、命令と書けばね、命ずるんだから義務があるけれども、教育委員会と市長部局との関係は上下関係でないから命ずることはできないと。だから要請だけなんだということですね。要請しかこの文章としては書けない、要請だから努めるだけだと、こういう関係になっちゃうよってことね。なんか納得できないな。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 今回の条例の考え方としては、今、三上委員がおっしゃったとおり命令ベースでなくて要請だという形で、努力義務という形で書かせていただいたところです。

以上です。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 納得できないけど分かりました。意味分かりました。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 これ独立機関だもんでね、要請するしかできないのよ。それを強制的にやらせるってことはできないと思う。独立機関だもん、お互いがね。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 そのとおりでいいですよ。しょうがない。

○佐原委員長 第12条は、市長は調査の結果についてということなんでね、調査の結果に対してってことですよ。

第12条は、よろしいでしょうか。

菅沼委員。

○菅沼委員 第11条2項で必要があると認めるときは、学校、教育委員会及び地域団体等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができるとありますが、第12条の1項では、市長が必要時行うことができる是正要請の対象に地域団体がないのはどうしてか、お伺いします。

○佐原委員長 今の質問とかぶるかもしれませんが。こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えいたします。

これも先ほどちょっと申し上げた部分もあると思いますが、学校とか教育委員会につきましては、法律、そしていじめの防止のための基本的な方針、こちらに基づいて、これは対応しなければならぬということが義務づけられて

いるところでございます。地域団体等はですね、これは法律では特に何も規定はたしかなかったと思いますが、こちらの条例で声かけ、見守り、あと見かけた場合の通報等を行っていただきたいというようなお願いベースの責務を設けさせていただいたところでございます。

ということございまして、地域団体等ですね、義務がないということで、そしていじめに直接対応するそちらの義務はないということで、例えば見かけたのに通報してくれなかった、連絡してくれなかったということも万が一あるかもしれませんが、そこを義務として定めることも条例上難しいかと考えていますので、是正ということに関しましては、地域団体等には規定はしなかったということでございます。

以上です。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 要するに是正要請をするような責任のある団体ではないと、そういうことでいいですか。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 端的に言ってしまうと責任がないという言い方はちょっとあれですけど、そこまでの義務は地域団体には求めてないということでございます。

以上です。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 了解しました。終わります。

○佐原委員長 12条は、よろしいですか、ほかの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 では13条に参ります。

菅沼委員。

○菅沼委員 第13条、いじめ問題対策連絡協議会について、いじめ対策連絡協議会との違いを教えてください。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えさせていただきます。

こちら先ほど冒頭に委員長がおっしゃられた資料のほうを使って説明させていただきたいと思いますので、A4横の湖西市いじめ防止対策事業の実施体制を御覧いただきたいと思います。

今回、この体制につきまして、真ん中の部分の説明ではなくて、この両端の委員会とか協議会についての説明の資料という形になります。

まず、この資料の右下、教育委員会の右にありますところの下の部分ですね、いじめ対策連絡協議会。こちらは教育委員会において湖西市の小中学校におけるいじめ問題に対する指導の適正化を図るために設置されているものでございます。こちらの協議会の委員といたしましては、青少年育成センターの所長、教員、校長先生の代表、あと家庭児童相談員の代表、あとPTA連絡協議会の代表、そして教育委員会の職員により構成されているものでございまして、各校の実態ですとか効果的な対応の仕方などを協議をされております。この協議を通じてですね、いじめの未然防止や早期発見・早期解決するための具体的な取組を共有することができまして、参加する各校の担当の先生方は、自分の学校の取組の改善に生かしていくというような会議が、こちらのいじめ対策連絡協議会ということになります。

続きましてですね、この資料の左上いじめ問題対策連絡協議会について御説明させていただきます。

こちらはですね、いじめ防止対策推進法の第14条に規定されております協議会という形になります。こちらの協議会につきましては、市といじめの防止等に関する公的な機関ですとか、外部の団体との連携を図ることを目的としている協議会でございます。

この市と関係機関等と情報共有をいたしまして、また日頃から顔の見える関係を築き、いざ関係機関と協力していじめ問題に対応する必要があるというときには、顔の見える関係でございますのでスムーズに連携できるような協議

会を活用していきたいというための協議会でございます。

ちょっと本当に名称が似てて非常に分かりづらいところでございますが、この教育委員会のいじめ対策連絡協議会はまだ大分前、もう20年以上前につくられた協議会でございますが、今回このいじめ問題対策連絡協議会は今回設置しようとしている会議なんです、こちらの条例第13条のいじめ問題対策連絡協議会、法律のほうでこのいじめ問題対策連絡協議会という名称が使われているものですから、この名称を使わせていただいて、教育委員会のいじめ対策連絡協議会は非常に名称が似ている、本当はうちのほうが後からできたものですから、うちが考えなきゃいけないところもあるんですが、教育委員会のほうでちょっと名称の変更をですね、今後ちょっと検討していただくという話も伺っておりますので、名称としての分かりづらさは今後解消されるかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○佐原委員長 どうですか。菅沼委員。

○菅沼委員 資料でしっかり勉強させていただきます。

○佐原委員長 13条はほかの方よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 続いて14条お願いします。

○菅沼委員 第14条、いじめ問題専門委員会について、いじめ問題調査委員会との違い、それからいじめ問題対策連絡協議会との連携の位置づけはどうであるのか、お伺いします。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えいたします。

先にいじめ問題調査委員会、この資料で言いますと、右の上ですね、教育委員会から矢印が出て右の上のいじめ問題調査委員会について、すみません、私のほうからちょっと説明させていただきます。

こちらはいじめ防止対策推進法の第12条に規定されているところですが、重大事態が発生した場合に第三者によるいじめ事実の関係を明確にするために調査を行う委員会となります。こちらの委員につきましては、弁護士、医師、臨床心理士、学識経験者の4名の方に委嘱をしているというふうに伺っているところでございます。

続きまして、今度はいじめ問題専門委員会、こちらこの資料の左下の市長部局のほうから矢印が出ている委員会になります。こちらの専門委員会につきましては、これも法律のほうでいじめ防止対策推進法の第30条第2項に規定されているものになるわけなんです、先ほどのいじめ問題調査委員会が重大事態の調査をした結果報告を市長が受けまして、市長が報告を受けた後にですね、改めて再調査の必要があるということを判断した場合に、再調査を行う委員会はこちらのいじめ問題専門委員会になるわけでございます。

あと、このいじめ問題専門委員会のもう一つの機能といたしまして、これちょっと戻るところでございますが、12条の是正要請のところですね、是正要請の判断をするために市長部局の職員だけでは専門的な知識がないところでございますので、法律に基づいて学校、教育委員会等がいじめに対応してないということのまた調査を、このいじめ問題専門委員会の委員をお願いをいたしまして、専門的な知見を持った意見を伺うという機能、それがこの図の下の黒丸のポチの専門家の審議というところになります、この2つの機能を持ったものをいじめ問題専門委員会というふうな形で考えているところでございます。

このいじめ問題専門委員会と、その上のいじめ問題対策連絡協議会の連携ということでございますが、設置の目的とか委員構成も大きく違うところでございますので、直接の連携というのは想定しておりませんが、必要に応じてそれぞれの会議体、協議会、委員会の情報提供等はさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 ありがとうございます。

いわゆるこの専門委員会は、教育委員会のいじめ問題調査委員会で調査したものをさらに深掘りするというような組織であるということによろしいですか。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 おっしゃるとおりの部分と、こういうことがあつてはあんまりよくないかもしれませんが、調査委員会の調査が不十分じゃないかというような判断をした場合に、改めて調査を行うというのが専門委員会という形になります。

以上です。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 はい、分かりました。終わります。

○佐原委員長 ほかに第14条についての御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 では、第15条は菅沼委員。

○菅沼委員 附則ですが、2の表にある協議会、委員会それぞれの構成員は何名でどのような人物かということなんですけど、先ほどちょっと説明いただいてですね、これ、違つたですか。

〔発言する者あり〕

○佐原委員長 必要な事項は規則で定める。じゃあ、それに関連して附則のほうの質問をするということで。

菅沼委員。

○菅沼委員 そうです。

○佐原委員長 じゃあ15条は附則、ほかに関連、必要な事項は規則、規則ってできていないんですよ、じゃあどうぞ。こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えいたします。

附則のこの条例施行に関し必要な事項は規則で定めるという部分につきましては、先ほどいじめ問題対策連絡協議会といじめ専門委員会ので運営ですとか、委員構成等を定めるための規則を、こちらのほうも条例施行に合わせて施行できるように、今現在準備を進めているところでございます。

取りあえずそままでよろしいでしょうか。

○佐原委員長 それで表のことですよね。

こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えいたします。

まず、いじめ問題対策連絡協議会の委員につきましては、先ほど関係機関というふうに申し上げたところでございますが、これは具体的に、ちょっとこれも法律のほうで、ある程度委員の職種とかいうかですね、機関が載っているところでございまして、児童相談所、あと地方法務局、あと都道府県警、そして学校ですとかあと教育委員会が、法律のほうにこのようなメンバーでということ載っております、その他関係する団体などの委員さんを最大で12名以内という形で予定をしているところでございます。

あと、報酬の根拠でございますか。報酬の根拠につきましては、これ市の条例になるところなんですけど、湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例というものがございまして、その第1条の別表2でその他法令、条例等の規定による委員という欄がございまして、そちらの欄で委員長が月額6,500円、委員が月額6,000円という規定がありまして、その金額を準用をさせていただいたところでございます。

続きまして、いじめ問題専門委員会についてでございますが、委員につきましては、これはいじめ問題の調査委員会とちょっと似るところがありますが、教育ですとか法律、心理、医療等の分野から専門的知識や経験がある方を5名以内で予定しているところでございます。

こちらの報酬に関してはですね、これも先ほど申し上げた特別職の費用弁償に関する条例のところ、市の同じような委員会といたしまして、専門職から成る委員会といたしまして介護認定審査会ですとか、障害支援区分認定審査会、そのような会議があるわけなんです、そちらも医師とか審議の専門職のような方から成る委員会ですが、そちらのほうの委員会では、同等の委員会では会長が月額2万1,000円、委員が月額2万円という規定があったことからその金額を準用させていただいたところです。

以上です。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 これに月額ってなってますけども、時間は関係ないってことですか。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 月額ですので1日幾ら、それが1時間であってもあまり何時間もやることもないかどうかちょっと分かりませんが、1日当たりの金額でございます。

以上です。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 いじめ問題対策連絡協議会ですかね、ここの月額がうんと低いんですけども、やっぱり対象となる人が資格を持ったりしているという、そういうことからですかね。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答え申し上げます。

こちらのいじめ問題対策連絡協議会の委員につきましては、先ほど申し上げた公的機関の方は、基本的にはお仕事のほうで来ていただく形になるものですから、恐らくちょっと報酬は支払う必要はないだろうと考えておりますが、その他関係する団体ということで、民間の方とかにも参画していただくことを予定しております。それらの方は関係する方々でございますが、もしかしたら専門資格を持ってる方もいらっしゃるかもしれませんが、一般的に市のほかの会議でもこちらの月額委員長6,500円、月額6,000円等の金額を使わせていただいておりますので、その金額と同等の報酬で考えたところでございます。

以上です。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 もう少し上げてやったらどうかと思うんですけど、分かりました。終わります。

○佐原委員長 ほかに全体を通してでも質疑のある方はいらっしゃいますか。

全体で二橋委員。

○二橋委員 これ基本理念に児童の利益を優先に児童のいじめへの理解を深めるとか、あるいは第5条の学校及び職員の責務等々で本来うたうべきかなと思うのは、要するにいじめ防止のための教育、これってここにはうたわれてないんですけども、本来一番最初にやらないといけないのは、要するに防止をするためにどういう教育をするかっていうことが前段にないっていうのは、ちょっとあれかなと思うんですけども、どうなんですかね。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 少しすみません、お時間いただきたいと思います。

お答えいたします。

今、二橋委員がおっしゃった防止等のための対策につきましては、一応法律上では法律の第7条におきまして、これは学校におけるいじめの防止のために必要な措置を講ずる責務を有するですとか、第8条です、これは法律のほうですが、第8条で学校及び学校の教職員の責務ということで、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むというのが一応法律上では規定されております。あと、市のほうのいじめの防止のための基本的な方針、これも法律に基づいて、先ほど申し上げましたがつくられた方針でございますが、この中にいじめ防止等の対策も教育委員会、

そして学校が行う方針としていじめ防止を行う、そしていじめの未然防止というようなこともうたわれているところでございますので、そちらのほうに基づいていじめ防止を行うということは当然のことでございますが、そちらのほうで規定させていただいているということでございます。

以上です。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 ちょっと私勉強不足で申し訳ないんだけど、今ここにちょっと手元がないもんだから、この教育基本法の中にこのいじめ教育のことってうたわれてたかね。どうですか。

すみません、ちょっと条例の内容じゃないもんで、それと対峙してやっぱりこれつくってあるかなと思うような確認だけなもんですから、たまたま新しく分かることがありましたらまた教えていただきたいなと思います。

以上です。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 ちょっと追加の答弁にはなりますが、条例のほうで第9条の部分でございますが、第9条の第2項、ちょっと二橋委員のおっしゃられた意図とちょっと違うかもしれませんが、第9条第2項でですね、学校はいじめの防止に資するため児童等に対して、道徳教育及び体験活動等の充実を図るものとするということですね、児童等に対して当然いじめを行ってはならないよというような教育指導をですね、こちらのほうでも規定させていただいたところでございます。

以上です。

○佐原委員長 二橋委員。

○二橋委員 了解しました。

○佐原委員長 では、ほかにはございませんか。相曾委員。

○相曾委員 すみません、最初の質問でもこの条例を制定しようとする背景とか目的を伺って、今一通り説明をいただいたんですけども、至るところにいじめ防止対策推進法の法律がありますので記載しておりませんというふうにおっしゃられるんですが、となると湖西市いじめ防止対策推進条例をつくる、すみません、また最初に戻るんですけど目的というものを、法律があるからこれはやめました、じゃあ何でつくるんですかって、もう一度お聞きしてもいいですか。

○佐原委員長 こども政策課長。

○長田こども政策課長 お答えいたします。

一番最初の御質問の中で、目的等も御答弁させていただいたところでございますが、こちらの市長部局でいじめ防止対策を行うという、この4月からいじめ防止対策準備室が発足して半年、ちょうど半年過ぎましてですね、6月の議会では補正予算のほうもお認めいただいて、今事業が実施できるように着々と準備を進めてるところでございますが、従来このいじめ対策というのは、世間一般的な常識と言っていいかどうか分からないですけど、学校や教育委員会、先生が行うものだというような認識が強いことかと思えます。この市長部局においてもいじめ防止対策を行うということが、ここ数年、国の流れですとか地方公共団体の中で起きてまいりました。自分たちが承知している中でしたら、まだ全国でも10市町村ぐらいしか、この市長部局にいじめの防止対策の部署を設置しているという自治体はないかというふうにも認識しているところでございます。

今まで、言い方もあまりよろしくないかもしれませんが、学校、教育委員会だけに任せた部分を市長部局も含めて、市全体ですね、あと地域の方も一緒に子供を守るために、いじめから守るためにということのですね、それを皆さんで共有していじめ対策を推進していこうというところをですね、この条例の中に盛り込んだところでございまして、法律でうたわれていることがこの条例にうたわれてないという御意見もいただいているところでございますが、法律は当然国民全員が守るべき話で、私どもが事業を行うに当たっても、あの学校に当たっても法律がまず大前提だ

と。逆に当初の議論ではですね、今、相曾委員ももしかしたらおっしゃるかもしれませんが、あの条例って必要なの、法律があるから条例必要ないじゃないっていうような議論も起きたこともあります。これは市の方針を示すもので、理念を市民の皆様と一緒に共有していじめ防止対策を推進していきたいということで、こちらの条例を制定させていただきたいというところでございます。

以上です。

○佐原委員長 いいですか。ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 では、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

相曾委員。

○相曾委員 私は、湖西市いじめ防止対策推進条例制定については、反対の討論をさせていただきます。

理由といたしましては、もちろんこの条例をつくることに反対というわけではないんですが、少し内容をもう少し吟味したほうがよさそうなところが幾つかありましたし、おっしゃられることはとても分かります。基本的な事項を定めるために条例を定めますと、法律があるから条例なくてもいいんじゃないのっていうことではなくて、皆さんと共有して市の方針として定めていきたいというのも非常に分かるんですが、ちょっと内容がちょっと皆さんと共有できるかの具体的なところが少しちょっと抜けていまして、先進事例の条例を見ますと、やはり具体的に記載されていて、市民誰が見ても分かりやすいような条例でございました。条例というのは住民に義務を課したり、権利を制限したり、場合によっては刑罰を定めたりすることができるのが条例でございます。この条例では少し目的とされていません。人権を侵害することのないよう、児童等の利益を最優先にっていうところまでちょっとつなげられないのではないかと不安が残るために、私は反対させていただきます。

以上です。

○佐原委員長 ほかに討論のある方はございませんか。

二橋委員。

○二橋委員 議案第73号について、賛成の討論をさせていただきます。

この法律とはまた違いですね、この条例っていうのは市の姿勢と理念、そこに周知して、やっぱり市民共々その対策に臨もうじゃないかと、こういうことが基本的なことでございますので、細かいところはいろいろあると思いますけども、これからその規則によって、そこら辺は我々もちゃんと精査をしていかなきゃいけないかなと思いますので、取りあえずこの条例については賛成をさせていただきます。

以上です。

○佐原委員長 ほかに討論のある方はいらっしゃいませんか。

三上委員。

○三上委員 気持ちは、実は僕は相曾委員に近いんですけど、反対するほどの理由はないなと。まずつくっておいてですね、湖西市もいじめの問題で市長部局も頑張ってるんだぞということを市民に知らせる。そして、幾つか修正を次の段階で来年なり再来年なりに向けてしていけば、相曾委員の意見が、修正案として次に出されてくればいいのかないと思ひまして、反対するほどではないという意味で賛成します。

○佐原委員長 ほかに討論のある方はいらっしゃいませんか。

加藤委員。

○加藤副委員長 賛成の意見です。質問の中でも言いましたが、やっぱりこの条例だけだと、やっぱり具体性に欠けて、見る人によって受け止めが大きく変わると思うんですね。それを補う意味で、先ほど実行段階でマニュアル

とか、そういうものをつくっていただけるっていうふうに言われたものですから、それが前提で賛成です。
以上です。

○佐原委員長 ほかに討論のある方いらっしゃいませんか。ありません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 では、以上で討論を終結いたします。

これより、議案第73号 湖西市いじめ防止対策推進条例制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐原委員長 挙手ありがとうございます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、午前中審査したのものも含め、この新規条例も正副委員長で作成させていただきます。お疲れさまでした。

では、休憩を取らせていただきます。再開を午後2時40分といたします。お願いします。

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

○佐原委員長 では、休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、請願の審査に入らせていただきます。

請願第2号 自己増殖型mRNAワクチン（レプリコンワクチン）中止の意見書の提出を求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第2号については、審査の必要から紹介議員の説明を聞きたいと思います。

これに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○佐原委員長 挙手全員であります。

よって、紹介議員から説明を聞くことに決定しました。

請願第2号の内容について紹介議員の山本晃子議員に趣旨説明を求めることにいたします。よろしくお願ひいたします。どうぞ。

○山本議員 お時間いただきましてありがとうございます。先日の勉強会で、新型コロナワクチンによります被害状況、危険性に関しましては、御説明をさせていただいておりますので割愛させていただきます。新たな情報提供だけさせていただきたいと思います。

数日前に、こちらの本が発売されました。本のタイトルは、「私たちは売りたい！" 危ないワクチン" 販売を命じられた製薬会社現役社員の慟哭」という本です。ワクチンを日本で一番販売してきたMeiji Seikaファルマ現役社員が全力で警鐘を鳴らすという異例の本となっております。この本を出版するきっかけとなったのは、影山晃大さんという26歳の健康体の大変優秀なMeiji Seikaファルマの社員がファイザー社の新型コロナワクチンを2回目接種した3日後に急性心機能不全で亡くなったことがきっかけとなり、現役の複数のMeiji Seikaファルマの社員により書かれています。内容は、Meiji Seikaファルマの社員として新型コロナワクチンに対し疑いを持っていることが書かれています。

一例を挙げますと、数多くのワクチンは販売している私たちからすれば、過去のあらゆる事例から考えて、即刻使

用停止と判断されるくらいの信じられない被害状況に見えますとあります。また、私が委員の皆様へ先日行いました勉強会の前に御視聴くださいとお願いいたしました動画に関してのことにも触れられておりまして、このことについては、製薬会社だったら業務停止命令のおそれがある厚生労働省の常識外データと書かれています。

常識外データというのは、比較したデータが根本的に間違っていて、ワクチンではなく、新型コロナウイルスのリスクだけ大きく見せ若者はワクチン未接種だと心筋炎、心膜炎のリスクが高まって危ないという広報をしていた問題です。

その結果、2024年7月までの予防接種健康被害救済制度において、既に10代・20代の若者を中心に500件以上もの心筋炎・心膜炎の健康被害事例が認定を受けていると書かれています。

もう一つは、何月何日に何のワクチンを打ったのかを正確に答えられない接種者の報告を本来であれば、接種歴不明として分類すべきところを厚生労働省は未接種者として計上し、未接種の方が感染しやすいと発表していた件です。そして、これまでの業界常識では2例目の死亡報告が出たら、一旦接種中止になっていたとも書かれています。

今回のワクチン接種に関しては、常識外のことが数多く行われているということが書かれています。

次に、自己増殖型mRNAワクチン、レプリコンワクチンに関しては、以下引用になりますが、このように書かれています。

医薬品卸などの取引先や医療機関の医師、看護師、薬剤師などから、レプリコンワクチンの安全性は本当に問題ないのですかという質問を受けて、問題ありませんと自信を持って答えられる社員はどれくらいいるのでしょうか。さらに、長期的な安全性が高いと言える根拠はありますかと、仮に聞かれた場合、示せるデータは何かあるのでしょうか。接種後3年から5年程度の臨床試験結果さえも出ていない状況で安全性に自信を持つことはできません。安全ですと言えようそになりますとも書かれています。

次に、こちらも本書からの引用になりますが、ワクチンを打っている人にも呼吸や汗、体液を通じて有害事象を与えるシェディングの不安についてです。

レプリコンワクチンでシェディングが生じるのかという問題ですが、明確な答えはないものの、既存のmRNAワクチンよりはそのリスクが高いとは言えそうです。なぜなら、人の細胞内でRNAが自己増幅されるという仕組みは、実はウイルスが持つ特徴そのものだからです。言うなれば、レプリコンワクチンは疑似ウイルス的な側面があり、近くにいる未接種者への影響がないとは断言できませんとあります。この件に関しては、湖西市民を含む多くの国民が心配しています。

以上のことを踏まえていただきまして、このように数多くの被害が出ているmRNAワクチン、そして、販売元の社員ですら懐疑的なワクチンに対し、税金を使って接種する理由が私には私たちには分かりません。ぜひ被害に遭ったのが御自分の大切な御家族だったら、大切な人だったらと思いをはせていただければと思います。

以上のことから、国に対し、安全性が承認されていない自己増殖型mRNAワクチン（レプリコンワクチン）中止の意見書の提出を求めます。

以上の請願に対し御審議を何とぞよろしくお願いたします。以上です。

○佐原委員長 ありがとうございます。

では、紹介議員の趣旨説明が終わりました。

ただいまの趣旨説明に対して、質疑のある方はございませんか。

三上委員。

○三上委員 臨床テストの期間が短過ぎるという意見があることを聞いています。通常の臨床テストの期間と比べて、今回のものがどれくらい短いのかというデータはありますか。

○佐原委員長 山本議員。

○山本議員 すみません、特例承認なので非常に短いんですが、ごめんなさい記憶ですすね、どのくらい短いとまで

はちょっとはつきり申し上げられません。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 私が知ってる限りだと通常2年ぐらいかけてそういった審議してね、いろいろ、承認するっていうことになってると思うんだけど、今回は、5か月とかそのぐらいだという話だと思うけど。

○佐原委員長 はいどうぞ、山本議員。

○山本議員 おっしゃるとおりだと思うんですが、それプラス、マウスでしか実験をしていないので、そういった兼ね合いもあって、はつきり正確な、通常と比べてどうっていう正確なデータをごめんなさい、持ち合わせていませんが、大変短い特例承認にはなっています。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 もう一つ、これもちゃんとした記憶じゃないんですけど、日本が認可したんですよね、何か月前に。日本が認可した後ですね、他国の追従が全くないと、要するに日本だけが単独商品のままが何か月も続いているというふうに聞いたんですが、日本が認可したのはいつでしたっけ。

○佐原委員長 山本議員。

○山本議員 一部変更承認の形で承認、正式に販売の承認が下りたのが、JN.1型では今月です。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 今月、9月。

○佐原委員長 山本議員。

○山本議員 既存型の従来株のもので承認は下りていましたが、今回、秋・冬接種の対象となるJN.1型というのは、今回です。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 そういうことか。じゃあ、下りたばかりじゃ、まだ追従する国がないとは言えないんだ、これから追従する可能性はあるんだ。

○山本議員 ただ、アメリカで開発をされていて、アメリカでも承認がされていない。臨床を、大規模臨床を取ったベトナムでも承認はされていないです。通常、開発国っていうのが一番に承認されるのが通例です。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 分かりました。

もう一つ、今マウスの実験しかやってないって言ったんですが、通常のほかのワクチンはね、マウス以外でも幾つかの動物でやるんですか。

○佐原委員長 山本議員。

○山本議員 サルもやると思います。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 複数の動物で実験するのが普通ということ。

○佐原委員長 山本議員。

○山本議員 すみません、専門的な知識を持ち合わせていないので、そこまでは分かりませんが、人間のデータとかもないっていうふう聞いています。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 人間データはとにかくないんだ。

○佐原委員長 相曾委員。

○相曾委員 さっきベトナムで臨床実験したっていうのは、このmRNAワクチンではないということですか。

○佐原委員長 山本議員。

○山本議員 自己増殖型のレプリコンです。ベトナムでの臨床は。

○佐原委員長 相曽委員。

○相曽委員 このマウスでっていうのはレプリコンっていうことですか。このマウスでやったのっていうのは、何、このレプリコンワクチンではないってことですか。

○佐原委員長 山本議員。

○山本議員 ごめんなさいmRNAワクチンの前段の段階でマウスでしか臨床実験をしていない。そしてスタートし、今回ベトナムで大規模臨床やりましたが、そのベトナムでも臨床結果によって承認は下りていません。

○佐原委員長 相曽委員。

○相曽委員 なので、私が言いたいのは、ベトナムで3bの試験をして1万6,000人が試験をやっているというデータが、製造会社のほうが出してますよね、データとしてこういうふうやって、発症予防が56.6%、重症化予防が95.3%出ますよっていうふうに出していると思います。日本でも3回済みの方を対象にしてブースター接種で、コミナティと比べて、4回目の接種の中和抗体価と血清抗体反応率を比べてっていうデータも多分出てたと思います。それに関しての分析の仕方はちょっといろいろあると思うんですけども、この請願中に書いてあります従来ワクチンに比べ中和抗体価が約47倍高い結果が出ている。しかし、中和抗体価が高いということは、ワクチンによる免疫異常等の健康被害の可能性も高くなるということであるという根拠をちょっとお伺いしてもいいですか。

○佐原委員長 山本議員。

○山本議員 中和抗体が高いという点ですが、中和抗体が高いっていうことは効果が高いということにはなるんですが、問題は中和反応を示さない意味のない抗体も同時に増えているっていうことになります。

それによりADE、このADEっていうのが、体を守るはずの抗体が免疫細胞を暴走させるっていう現象なんですけれども、そういったことが起きることと、あとIgG4っていう免疫を抑制するよりは抗体増加がmRNAワクチンで報告されているっていう点があり、リスクが高くなるのではっていうことが言われています。

○佐原委員長 相曽委員。

○相曽委員 中和抗体価が高いと感染を予防できるかどうかの結果は、たしか出てないと思うので、それに関して中和抗体価が高いからということで、その意味のない細胞ができてしまってそれが悪さをするという意味で、健康被害の可能性が高くなるって書いたってことで理解すればよろしいですか。

○佐原委員長 山本議員。

○山本議員 細胞が増えるというより、意味のない抗体も増えてしまうことによって暴走する。

○佐原委員長 相曽委員。

○相曽委員 する可能性があるってことですよ。

○佐原委員長 山本議員。

○山本議員 そのとおりです。可能性の話です。

○佐原委員長 相曽委員。

○相曽委員 承知しました。

○佐原委員長 ほかに御意見。加藤委員。

○加藤副委員長 請願のその下のほうに書いてあるんですけども、シェディングっていう表現がありますよね。これも最後に可能性が否定できないという見方もあるという表現になっておりますけれども、こういう表現のものを請願として出すのはどうなんですか。否定できないという見方もあると。

○佐原委員長 山本議員。

○山本議員 はい、可能性がある以上、当然、市民も国民も懸念しているわけで、私はそれは別におかしなことだと思っておりますし、先ほど申し上げました。この本に書かれています製薬会社の社員がそれを言っているわけです。

よね。明確な答えはないものの、既存のmRNAワクチンよりは、そのシェディングの可能性が高いとは言えそうである。なぜなら、人の細胞内でRNAが自己増殖されるという仕組みは、実はウイルスが持つ特徴そのものだからです。言うなれば、レプリコンワクチンは疑似ウイルス的な側面があり、近くにいる未接種者への影響がないとは断言できませんとありますので、私としては正当だと思っております。

○佐原委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 分かりました。

○佐原委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

三上委員。

○三上委員 すみません、もう一回。いつ認可されたのですかと聞いたら、何か販売は先月からだっておっしゃったんですけどね、一般社団法人日本看護倫理学会からの緊急声明を読んだんですね。そしたらこう書いてあんだよ。昨年11月28日に日本で初めて認可された。ところがアメリカやベトナムでは認可されていない。その後追従する国が全く現れないとこう書いてあるんだけど、この11月28日っていうのは、認可されたっていうふうに日本看護倫理学会は言っていたけど、これも間違いじゃないと思うんだよ。どうなんだろう。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 認可じゃなくて承認です。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 承認ですか。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 はい。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 承認と認可とどう違うの。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 武見厚生労働大臣がですね、11月28日に記者会見で有効性・安全性が確認されたので、このレプリコンワクチンを承認しますという回答でした。その後、認可だと思います。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 承認と認可と僕は同じだと思うんだけど、要するに承認っていう表現だったことね。分かりました。

○佐原委員長 山本議員。

○山本議員 昨年11月28日の件は、起源株で承認されたんですね。今回、接種されるのはJN.1株っていう株が違うんです。その承認が、たしか今月、この間の勉強会をやった、たしか前日でした。ちょっと記憶が曖昧ですが、確か前日です。

○佐原委員長 三上委員。

○三上委員 ということは、一般社団法人日本看護倫理学会の緊急声明にいうワクチンはMeiji Seikaファルマの製品とは違うものを言ってるってこと。

○佐原委員長 山本議員。

○山本議員 株は違うんですが、そのJN.1株の承認っていうのは一部変更申請っていう形で一部だけを変えて承認したっていうので、ほぼ、ほぼという言い方をしている方が分かりませんが、同様と考えていただいて構わないはず。自己増殖型レプリコンワクチン、株は違いますけれども、もともとその起源株が承認されていたので、今回のJN.1型も承認されるはずであろうということで、製薬会社も動いておりましたので、ほぼメカニズム的には変わらないはず。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 というと、J N. 1株、今回、認可されたということですよ。ということはその起源株とは違うと、
どういう株なんですか。変異株とかそういうことじゃなくて。

○佐原委員長 山本議員。

○山本議員 ウイルスは変化しているので、そのウイルスに対応するワクチンに変えないといけないんですけども、
それが今回J N. 1株って決まってるんですね、秋冬接種は。そのJ N. 1株として承認を取ったってことです。
ベースは同じです。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 ということは、変異した株に対応するものってということですか、J N. 1株ってというのは。

○佐原委員長 山本議員。

○山本議員 そうです。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 Me i j i S e i k aファルマのね、レプリコンワクチン、これは起源株に対応するもんだっていう
ことだと思いますけど。

○佐原委員長 山本議員。

○山本議員 その、今月承認が下りたのはJ N. 1株です。今の株です。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 レプリコンとはどういう関係があるんですか。

○佐原委員長 山本議員。

○山本議員 レプリコンワクチンの中のJ N. 1株です。レプリコンです。自己増殖型です。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 自己増殖型。変異株ですか、起源株ですか。変異株に対応、起源株に対応するものですかと聞いておる
んです。

○佐原委員長 山本議員。

○山本議員 J N. 1株なので変異株です。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 変異株。

○佐原委員長 山本議員。

○山本議員 はい。

○佐原委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 いいです、いいです。

○佐原委員長 ほかに質問、質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 では、よろしいですか。

それでは、質疑がほかにございませんで、紹介議員である山本晃子議員に対する質疑を終了いたします。ありが
とうございました。

では次に、意見のある方は御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 ないようですので討論に入ります。

討論のある方はございますか。

菅沼委員。

○菅沼委員 私は、本請願についての採択については反対の立場で発言をいたします。

まず、令和5年11月28日、武見厚生労働大臣の会見において、Meiji Seikaファルマ社の新型コロナワクチンは世界初の起源株対応レプリコンメッセンジャーRNAワクチンとして有効性、安全性確認されたことから、世界に先駆け、薬事承認を行うと報告をされていること。

2つ目に、令和6年6月21日付で、参議院議員川田龍平議員より尾辻秀久参議院議長にレプリコンワクチンに関する質問主意書が提出をされましたが、使用中止すべきとは考えていないと答弁をしていること。

3つ目に、ワクチン接種は個人の自由な選択であること。

以上を理由として、採択には反対とするものであります。

以上です。

○佐原委員長 ほかにいい討論のある方はいらっしゃいますか。

三上委員。

○三上委員 私は、この請願に賛成します。

それは、まずこの臨床テストの期間があまりにも短く拙速であるということが1つ目。

2つ目は、日本の認可が出た後、他国の追従がないというふうに思ってたんですが、今聞いてみると、この9月の初めに正式に販売許可が出たばかりというので、これはまだ追従はないというだけで1か月程度なので、ちょっと強い反対理由じゃないのかもしれませんが、日本だけだってことは同じです、状況は同じです。

それから3番目には、臨床実験をしたベトナムと開発会社の本社のあるアメリカ、この2つの国が認可をしていないということ。

それから4番目に、各種団体がですね、かなり力を入れて反対の意思表示をしています。僕のところに届いたのは、日本看護倫理学会とかワクチン問題研究会とか、全国有志医師の会とか、今日初めて聞いたんですが、Meiji Seikaファルマ社の社内の内部告発の本が今出たという話を今日聞きました。

以上、5点を考えると、極めて危険なワクチンだと思いますので、この陳情に賛成いたします。

以上。

○佐原委員長 ほかに討論のある方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 では、これより請願第2号 自己増殖型mRNAワクチン（レプリコンワクチン）中止の意見書の提出を求める請願を採決いたします。

自己増殖型mRNAワクチン（レプリコンワクチン）中止の意見書の提出を求める請願を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐原委員長 挙手少数であります。

よって、この請願第2号は不採択と決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました請願の審査を終了いたします。

なお、委員長報告の作成内容につきましては、正副委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐原委員長 では、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

以上で福祉教育委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

〔午後3時08分 閉会〕

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長 佐原 佳美